



「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」 について

令和5年2月

環境省 環境再生・資源循環局
総務課 リサイクル推進室

流出の多くが新興国・途上国とも言われていることから、これらの国々を含む世界全体で取り組むことが必要。



大阪ブルー・オーシャン・ビジョン

2019年6月
G20 大阪サミット

- ・ G20首脳が、**共通のグローバルなビジョンとして共有**
- ・ 他国や国際機関等にもビジョンの共有を呼びかけ（現在、**87の国と地域**が共有）

「**2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す。**」

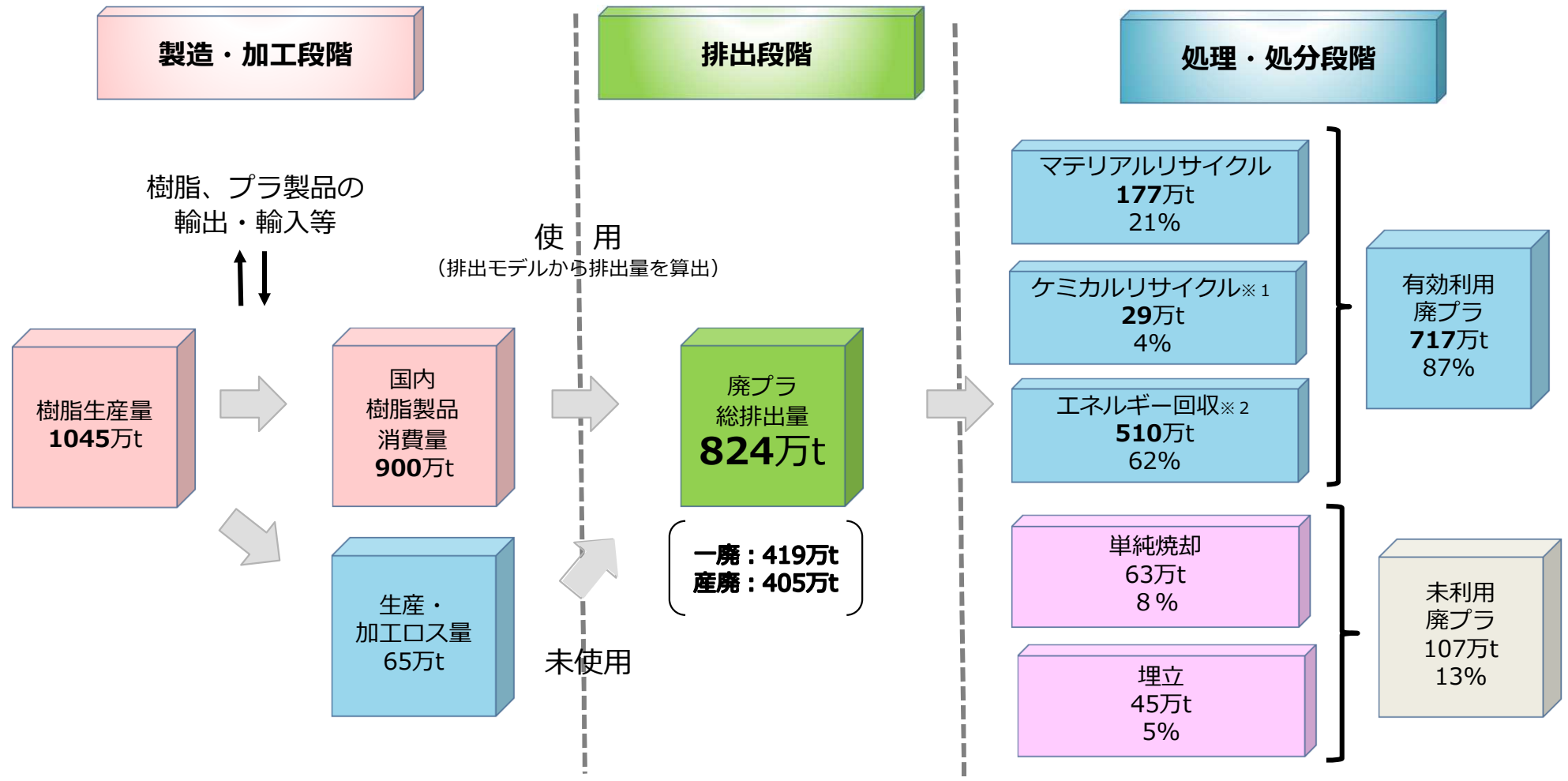
途上国におけるプラスチックごみの輸入規制等

- ・ 2017年に中国が国内での環境汚染等を理由に、プラスチックの輸入規制を実施。
- ・ その後、中国に代わり東南アジア諸国へのプラスチックの輸出が増え、東南アジア諸国においても同様の輸入規制が実施された。
- ・ 有害廃棄物の越境移動等を規制するバーゼル条約の第14回締約国会議（COP14）において、プラスチックの廃棄物を新たに条約の規制対象に追加する条約附属書改正が決議。（2021年1月発効）

カーボンニュートラル（脱炭素社会）に向けた政策転換

- ・ **2050年カーボンニュートラル宣言**（2020年10月26日、所信表明演説）
菅内閣総理大臣が**2050年カーボンニュートラル（温室効果ガスの実質排出ゼロ）を目指すことを表明**
- ・ 2030年度46%削減の中期目標の表明（2021年4月22日、地球温暖化対策本部・気候サミット）
菅総理が**2030年度に、温室効果ガス（GHG）を2013年度から46%削減を目指し**、50%の高みへの挑戦を続けることを表明

日本のプラスチックの再資源化の現状（2021年）



日本：廃プラ排出量約824万トン（2021年）
 ⇒有効利用87%（**リサイクル25%、熱回収62%**）
 /未利用（埋立・焼却）13%

※1 ケミカルリサイクル：高炉・コークス炉原料、ガス化等
 ※2 エネルギー回収：固形燃料、セメント原燃料、発電焼却、熱利用焼却

出典）プラスチック循環利用協会データ

背景

- ◆廃プラスチック有効利用率の低さ、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的課題
- ◆我が国は国内で適正処理・3Rを率先し、国際貢献も実施。一方、世界で2番目の1人当たりの容器包装廃棄量、アジア各国での輸入規制等の課題

重点戦略

基本原則：「3R+Renewable」

【マイルストーン】

リデュース等

- ワンウェイプラスチックの使用削減(レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」)
- 石油由来プラスチック代替品開発・利用の促進

リサイクル

- プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル
- 漁具等の陸域回収徹底
- 連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化
- アジア禁輸措置を受けた国内資源循環体制の構築
- イノベーション促進型の公正・最適なリサイクルシステム

再生材 バイオプラ

- 利用ポテンシャル向上（技術革新・インフラ整備支援）
- 需要喚起策（政府率先調達（グリーン購入）、利用インセンティブ措置等）
- 循環利用のための化学物質含有情報の取扱い
- 可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用
- バイオプラ導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入

海洋プラス チック対策

- プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指した
 - ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理
 - 海岸漂着物等の回収処理
 - 海洋ごみ実態把握(モニタリング手法の高度化)
 - マイクロプラスチック流出抑制対策(2020年までにスクラブ製品のマイクロビーズ削減徹底等)
 - 代替イノベーションの推進

国際展開

- 途上国における実効性のある対策支援（我が国のソフト・ハードインフラ、技術等をオーダーメイドパッケージ輸出で国際協力・ビジネス展開）
- 地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築（海洋プラスチック分布、生態影響等の研究、モニタリング手法の標準化等）

基盤整備

- 社会システム確立（ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築）
- 技術開発（再生可能資源によるプラ代替、革新的リサイクル技術、消費者のライフスタイルのイノベーション）
- 調査研究（マイクロプラスチックの使用実態、影響、流出状況、流出抑制対策）
- 連携協働（各主体が一つの旗印の下取組を進める「プラスチック・スマート」の展開）
- 資源循環関連産業の振興
- 情報基盤（ESG投資、エシカル消費）
- 海外展開基盤

<リデュース>

- ① **2030年**までにワンウェイプラスチックを累積**25%**排出抑制

<リユース・リサイクル>

- ② **2025年**までにリユース・リサイクル可能なデザインに
- ③ **2030年**までに容器包装の**6割**をリユース・リサイクル
- ④ **2035年**までに使用済プラスチックを**100%**リユース・リサイクル等により、有効利用

<再生利用・バイオマスプラスチック>

- ⑤ **2030年**までに再生利用を**倍増**
- ⑥ **2030年**までにバイオマスプラスチックを**約200万トン**導入

- ◆アジア太平洋地域をはじめ世界全体の資源・環境問題の解決のみならず、**経済成長**や**雇用創出**⇒**持続可能な発展**に貢献
- ◆国民各界各層との連携協働を通じて、マイルストーンの達成を目指すことで、**必要な投資やイノベーション（技術・消費者のライフスタイル）を促進**

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じます。

■ 背景

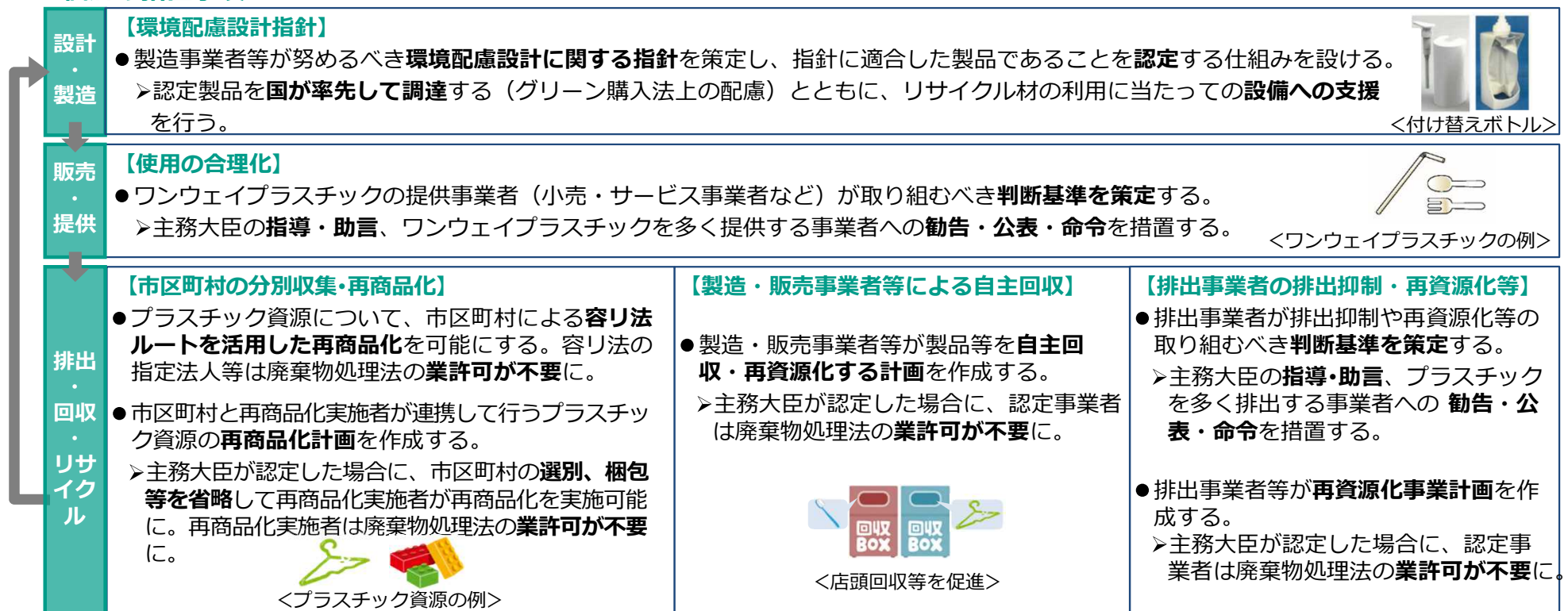
- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内における**プラスチックの資源循環**を一層促進する重要性が高まっており、多様な物品に使用されるプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

■ 主な措置内容

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針**を策定する。
 - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

2. 個別の措置事項



↓：ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行

基本方針の概要

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までの、プラスチックの**ライフサイクル全般**での**3 R + Renewable**（再生素材・再生可能資源（紙・バイオマスプラスチック等）への切り替え）を進める。**あらゆる主体**の取組を促進。

G20 大阪 ブルー オーシャン ビジョン



海の新たな汚染ゼロの
世界の実現

2050年カーボン ニュートラル



温室効果ガス排出量を全体として
ゼロにする

プラスチック 資源循環戦略



マイルストーンの達成を目指す

【マイルストーン】

- 2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに
- 2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制
- 2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル
- 2030年までにプラスチックの再生利用を倍増
- 2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入
- 2035年までに使用済プラスチックを100%有効利用



1. プラスチック使用製品設計指針

1. プラスチック使用製品設計指針

- 対象事業者：プラスチック使用製品を設計・製造する事業者

ライフサイクル	法での措置事項 (概要)	対象	対象者	主務大臣
設計・製造	プラスチック使用製品設計指針	プラスチック使用製品	プラスチック使用製品製造事業者等	経産大臣、事業所管大臣 (内閣総理大臣、財務大臣、厚労大臣、農水大臣、経産大臣、国交大臣)
販売・提供	特定プラスチック使用製品の使用の合理化	特定プラスチック使用製品 (12品目)	特定プラスチック使用製品提供事業者 (小売・サービス事業者等)	経産大臣、事業所管大臣 (厚労大臣、農水大臣、経産大臣、国交大臣)
排出・回収・リサイクル	市区町村による分別収集・再商品化	プラスチック使用製品廃棄物	市区町村	経産大臣、環境大臣
	製造・販売事業者等による自主回収・再資源化	自らが製造・販売・提供したプラスチック使用製品	プラスチック使用製品の製造・販売事業者等	経産大臣、環境大臣
	排出事業者による排出の抑制・再資源化等	プラスチック使用製品産業廃棄物等	排出事業者	経産大臣、環境大臣、事業所管大臣(全大臣)※

※ 再資源化事業計画に関する事項は、経産大臣・環境大臣に限る

1. プラスチック使用製品設計指針

- プラスチックの資源循環を促進するためには、設計段階での取組が不可欠。
- 具体的には、プラスチックの使用量の削減、部品の再使用、再生利用を容易にする工夫、プラスチック以外の素材への代替、再生プラスチックやバイオプラスチックの利用など。
- 「プラスチック使用製品設計指針」は、全てのプラスチック使用製品の設計・製造事業者が取り組むべき事項及び配慮すべき事項を定めたもの。
- 特に優れた設計を国が認定する制度も創設し、認定製品の利用促進を図る。

●プラスチック使用製品製造事業者等が取り組むべき事項及び配慮すべき事項

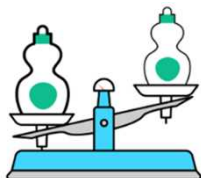
(1) 構造	①減量化	②包装の簡素化
	③長期使用化・長寿命化	④再使用が容易な部品の使用 又は部品の再使用
	⑤単一素材化等	⑥分解・分別の容易化
	⑦収集・運搬の容易化	⑧破碎・焼却の容易化
(2) 材料	①プラスチック以外の素材への代替	②再生利用が容易な材料の使用
	③再生プラスチックの利用	④バイオプラスチックの利用
(3) 製品のライフサイクル評価		
(4) 情報発信及び体制の整備		
(5) 関係者との連携		
(6) 製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定及び遵守		

1. プラスチック使用製品設計指針

(1) 構造

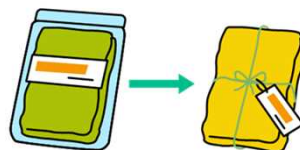
①減量化

- できるだけ使用する材料を少なくすること。



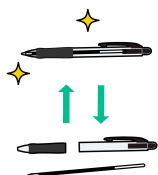
②包装の簡素化

- 過剰な包装を抑制すること。



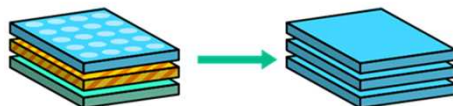
④再使用が容易な部品の使用 又は部品の再使用

- 再使用が容易な部品を使用すること。
- 部品の再使用をすること。



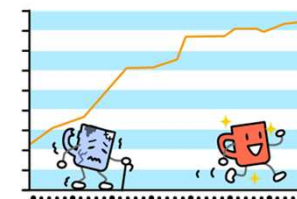
⑤単一素材化等

- 製品全体又は部品ごとの単一素材化又は使用する素材の種類等を少なくすること。



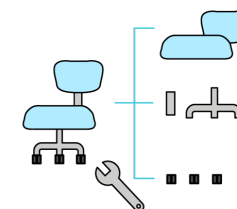
③長期使用化・長寿命化

- 製品全体の耐久性を高めること。
- 繰返し使用に耐えるものとする。
- 部品を容易に交換できる構造とすること。
- 容易に修理することができるようにすること。



⑥分解・分別の容易化

- 部品ごとに容易に分解・分別できるようにすること（リチウムイオン蓄電池とその他の部品等とを容易に分解・分別できることが望ましい）。
- 部品等を取り外すまでに必要な工程数ができるだけ少なくなるようにすること。
- 使用されている材料の種類の表示を行うこと。



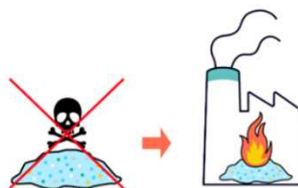
⑦収集・運搬の容易化

- 可能な限り収集・運搬を容易にするような重量、大きさ、形状及び構造とすること。



⑧破碎・焼却の容易化

- 再使用又は再生利用が難しい部品等については、破碎や焼却の容易化に配慮すること。



1. プラスチック使用製品設計指針

(2) 材料

①プラスチック以外の素材への代替

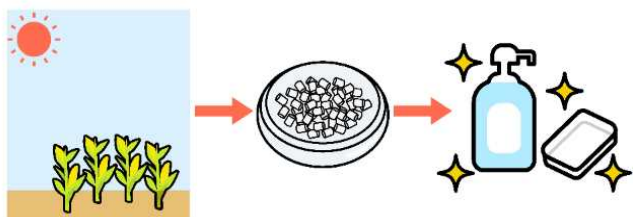
- プラスチック以外の素材に代替すること。



④バイオプラスチックの利用

「バイオプラスチック導入ロードマップ」を踏まえ、

- バイオマスプラスチックを利用すること。
- 生分解性プラスチックを利用すること。



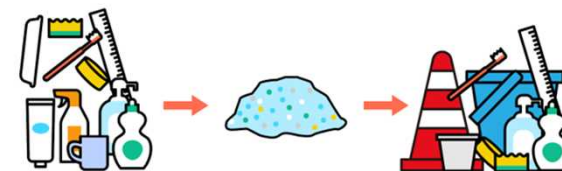
②再生利用が容易な材料の使用

- 再生利用が容易な材料を使用すること。
- 材料の種類を減らすこと。
- 再生利用を阻害する添加剤等の使用を避けること。



③再生プラスチックの利用

- 再生プラスチックを利用すること。



(3) 製品のライフサイクル評価

プラスチック使用製品に求められる安全性や機能性その他の用途に応じて求められる性能並びに（１）構造及び（２）材料に掲げる事項について、それぞれがトレードオフの関係となる場合があることにも留意しながら、製品のライフサイクル全体を通じた環境負荷等の影響を総合的に評価することが望まれる。

1. プラスチック使用製品設計指針

(4) 情報発信及び体制の整備

企業等のホームページ、製品本体、取扱説明書等に必要とされる範囲で、①製品の構造、②部品の取り外し方法、③製品・部品の材質名、④部品の交換方法、⑤製品・部品の修理方法、⑥製品・部品の破碎・焼却方法、⑦製品・部品の収集・運搬方法、⑧処理時における安全性確保及び環境負荷低減のための注意事項等の情報を記載することが望まれる。

また、こうした情報に関して、プラスチック使用製品を廃棄、修理・部品交換、処理をしようとする者等に対し、プラスチック使用製品の構造、部品の取り外し方法、プラスチックの種類その他の情報を提供することができるような体制整備を図ること、本指針に則した設計を実施するため必要な人員を確保することやプラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るためのプラスチック使用製品の設計に係る取組の状況を把握し、その情報の開示を積極的に行うことが望まれる。

(5) 関係者との連携

プラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るため、プラスチック使用製品製造事業者等と材料・部品等の供給者、再商品化事業者、再資源化事業者、プラスチック使用製品を使用及び排出する事業者、消費者、国及び地方公共団体等との間で相互に必要な協力を行うことが望まれる。

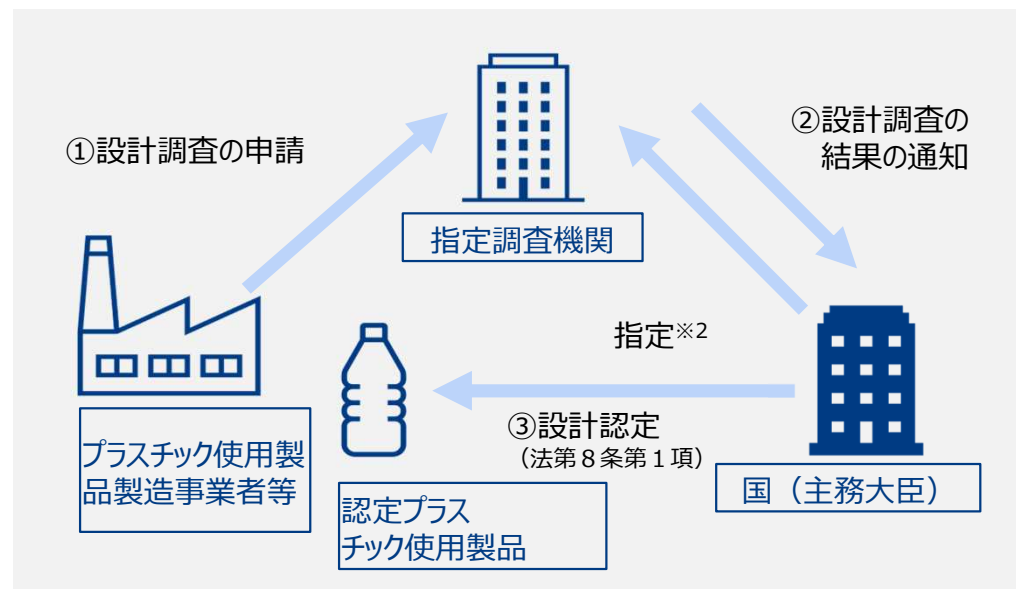
(6) 製品分野ごとの設計の標準化並びに設計のガイドライン等の策定及び遵守

業界団体等における自主的な製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定を通じて、プラスチックに係る資源循環の促進等が円滑に実施されてきたところ。一層のプラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、業界団体等における製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定を実施することが望まれる。

また、プラスチック使用製品製造事業者等は、業界団体等における製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定が実施されている場合には、当該ガイドライン等を遵守するよう努めること。

1. プラスチック使用製品設計指針

● 設計指針に適合した設計の認定制度（設計認定）※任意の制度



- ① プラスチック使用製品製造事業者等は、指定調査機関に設計調査の申請をする。
- ② 指定調査機関は、設計指針に適合しているか※1について設計調査を行い、設計調査の結果を国（主務大臣）に通知する。
- ③ 国（主務大臣）は設計調査の結果に基づき設計認定を行う。

※1 設計認定に係る適合基準に関しては、製品分野ごとに項目及び基準を別に定める

※2 国（主務大臣）は、設計調査を行おうとする者の申請に基づき、指定調査機関として設計調査の業務を適確かつ円滑に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有する者を指定する

● 設計認定を受けるに当たって適合すべき事項 ※任意の制度

設計認定に当たっては、プラスチック使用製品の全体に占めるプラスチックの割合が、原則として、重量比又は体積比で過半を占めるものについて、特に優れたプラスチック使用製品の設計について大臣認定を行う。

（1）総合的な評価及び情報等の公表

製品分野ごとに別に定める項目※3について、製品のライフサイクルを通じた環境負荷等の影響を総合的に評価しその評価結果を公表しているとともに、自ら決定した当該取組の考え方等を公表していること。

（2）基準への適合

同種のプラスチック使用製品の設計と比較して特に優れた設計であるものとして、製品分野ごとに別に定める基準※3に適合していること。

※3 製品分野ごとの項目及び基準については、今後、順次、策定していく予定



2. 特定プラスチック使用製品の使用の合理化 (判断基準)

2. 特定プラスチック使用製品の使用の合理化（判断基準）

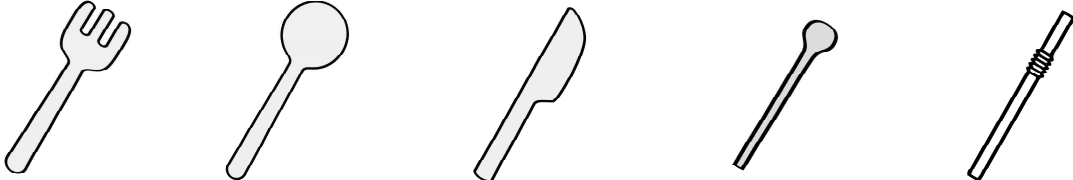
対象事業者：特定プラスチック使用製品（12製品）を提供する小売・サービス事業者

ライフサイクル	法での措置事項 (概要)	対象	対象者	主務大臣
設計・製造	プラスチック使用製品 設計指針	プラスチック使用製品	プラスチック 使用製品製造事業者等	経産大臣、 事業所管大臣 (内閣総理大臣、財務大臣、 厚労大臣、農水大臣、 経産大臣、国交大臣)
販売・提供	特定プラスチック 使用製品の使用の合理化	特定プラスチック 使用製品 (12品目)	特定プラスチック 使用製品提供事業者 (小売・サービス事業者等)	経産大臣、 事業所管大臣 (厚労大臣、農水大臣、 経産大臣、国交大臣)
排出・回収・リサイクル	市区町村による 分別収集・再商品化	プラスチック 使用製品廃棄物	市区町村	経産大臣、環境大臣
	製造・販売事業者等 による自主回収・再資源化	自らが 製造・販売・提供した プラスチック使用製品	プラスチック使用製品の 製造・販売事業者等	経産大臣、環境大臣
	排出事業者による 排出の抑制・再資源化等	プラスチック 使用製品産業廃棄物等	排出事業者	経産大臣、環境大臣、 事業所管大臣（全大臣）※

※ 再資源化事業計画に関する事項は、経産大臣・環境大臣に限る

2. 特定プラスチック使用製品の使用の合理化（判断基準）

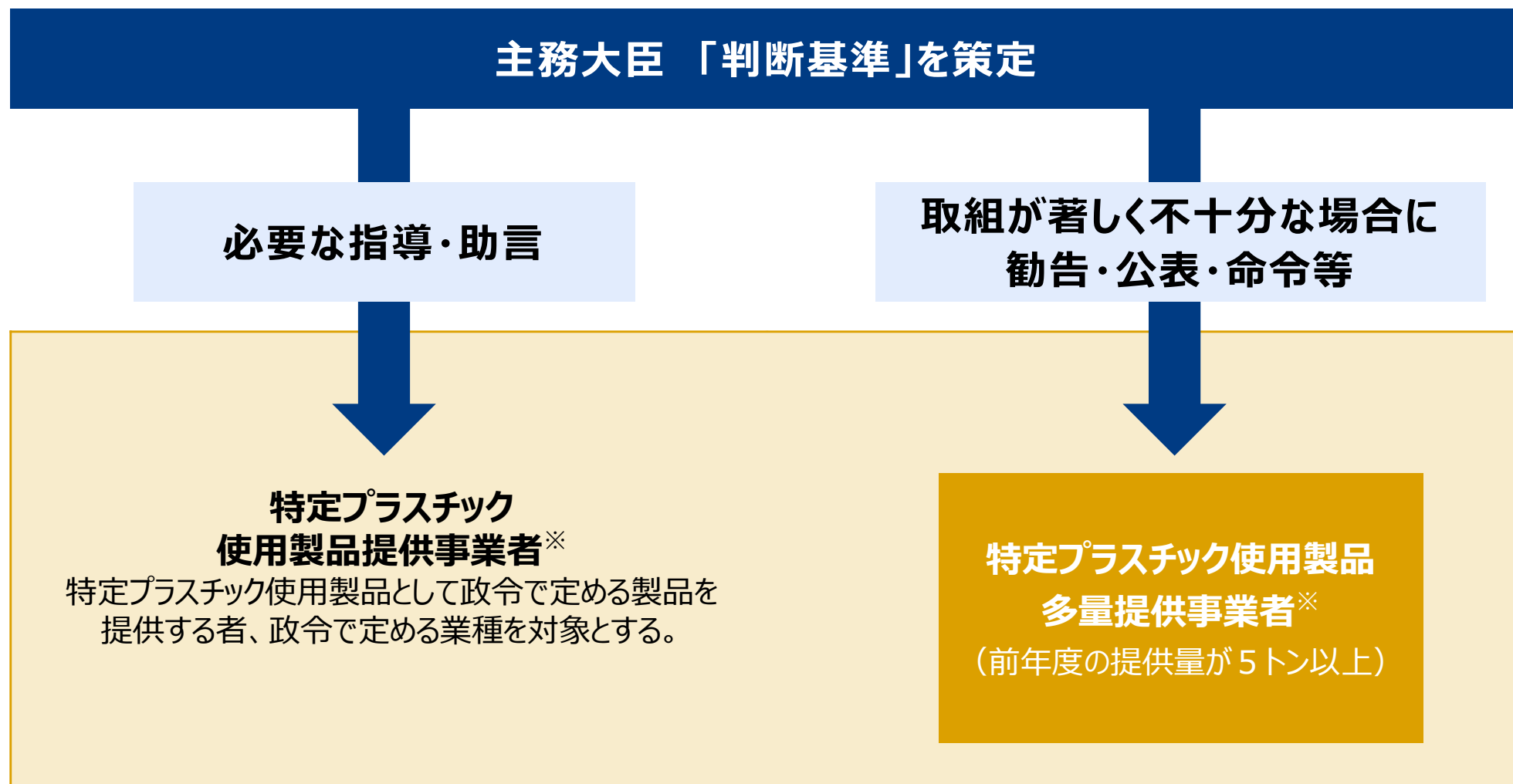
（1）特定プラスチック使用製品と特定プラスチック使用製品提供事業者

対象製品	対象業種
①フォーク ②スプーン ③テーブルナイフ ④マドラー ⑤飲料用ストロー 	●各種商品小売業（無店舗のものを含む）：総合スーパー、百貨店 等 ●飲食料品小売業（野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業及び酒小売業を除き、無店舗のものを含む）：コンビニ、食料品スーパー、洋菓子店 等 ●宿泊業：ホテル、旅館 等 ●飲食店：レストラン、喫茶店 等 ●持ち帰り・配達飲食サービス業：フードデリバリー 等
⑥ヘアブラシ ⑦くし ⑧かみそり ⑨シャワーキャップ ⑩歯ブラシ 	●宿泊業：ホテル、旅館 等
⑪衣類用ハンガー ⑫衣類用カバー 	●各種商品小売業（無店舗のものを含む）：総合スーパー、百貨店 等 ●洗濯業：クリーニング店 等

※ 主たる事業が上記の対象業種に該当しなくても、事業活動の一部で上記の対象業種に属する事業を行っている場合には、その事業の範囲で対象となる

2. 特定プラスチック使用製品の使用の合理化（判断基準）

- 特定プラスチック使用製品（商品の販売又は役務（サービス）の提供に付随して消費者に無償で提供されるプラスチック使用製品（容器包装を除く））を提供する小売・サービス事業者は、提供方法の工夫や提供する製品を工夫するなどの使用の合理化が求められる。



※ 特定プラスチック使用製品の使用の合理化に関する定めとして、本部事業者が加盟者に対し、指導又は助言をする旨の定め、本部事業者及び加盟者が連携して取り組む旨の定め等のいずれかを含む場合、加盟者の提供量は本部事業者の提供量に含むものとする

2. 特定プラスチック使用製品の使用の合理化（判断基準）

● 特定プラスチック使用製品提供事業者の判断基準

(1) 目標の設定

(2) 特定プラスチック使用製品の使用の合理化

(3) 情報の提供

(4) 体制の整備等

(5) 安全性等の配慮

(6) 特定プラスチック使用製品の使用の合理化の実施状況等の把握等

(7) 関係者との連携

(8) 本部・加盟者における特定プラスチック使用製品の使用の合理化

2. 特定プラスチック使用製品の使用の合理化（判断基準）

（1）目標の設定

- 使用の合理化に関する目標を定め、これを達成するための取組を計画的に行うこと。
- 下記の表のようにバイオプラスチックや再生プラスチックの利用を目標に併記することも可能。

記載例	特定プラスチック使用製品の提供量（t） （①）	売上高、店舗面積その他の 特定プラスチック使用製品の 提供量と密接な関係をもつ値 （②）	特定プラスチック使用製品の提供に係る 原単位 （③＝①÷②）
基準年度 20××年度	10[t]		
	うちバイオプラスチック0[t] バイオプラスチックを除いた提供量10[t]	売上：100[億円]	0.1[t/億円]
目標年度 20■年度	16[t]		0.08[t/億円]
	うちバイオプラスチック4[t] バイオプラスチックを除いた提供量12[t]	売上：200[億円]	バイオプラスチックを除いた原単位 0.06[t/億円]
変化率（%）	+60%		▲20%
	バイオプラスチックを除いた提供量の変化率 +20%	+100%	バイオプラスチックを除いた原単位の変化率 ▲40%

2. 特定プラスチック使用製品の使用の合理化（判断基準）

（2）特定プラスチック使用製品の使用の合理化

【提供方法の工夫】

- ①有料化、②ポイント等の還元、③意思確認の徹底（声かけ）、④繰り返し使用の促進

【製品の工夫】

- ①バイオマスプラスチック製品の提供、②再生プラスチック製品の提供、
③紙製・木製・金属製等のプラスチック以外の素材を利用した製品の提供、
④適切な寸法の製品の提供、⑤繰り返し使用が可能な製品の提供

（3）情報の提供

- 特定プラスチック使用製品提供事業者は、店頭においてプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制に資する事項を掲示すること。
- 特定プラスチック使用製品提供事業者自らが特定プラスチック使用製品の使用の合理化のために実施する取組の内容をインターネットの利用その他の方法により公表すること。
- その提供する特定プラスチック使用製品にプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制の重要性に関する表示を付すこと。

（4）体制の整備等

- 特定プラスチック使用製品提供事業者は、特定プラスチック使用製品の使用の合理化を図るため、特定プラスチック使用製品の使用の合理化のための取組に関する責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、特定プラスチック使用製品の使用の合理化のための取組に関する研修の実施その他の措置を講ずること。

2. 特定プラスチック使用製品の使用の合理化（判断基準）

（5）安全性等の配慮

- 特定プラスチック使用製品提供事業者は、（2）の取組を実施することにより特定プラスチック使用製品の使用の合理化を図る際には、その提供する特定プラスチック使用製品に関し、その安全性、機能性その他の必要な事情に配慮すること。

（6）特定プラスチック使用製品の使用の合理化の実施状況等の把握等

- 特定プラスチック使用製品提供事業者は、その事業において特定プラスチック使用製品を提供した量並びに特定プラスチック使用製品の使用の合理化のために実施した取組及びその効果を適切に把握し、当該把握した情報をインターネットの利用その他の方法により公表するよう努めること。

（7）関係者との連携

- 特定プラスチック使用製品提供事業者は、特定プラスチック使用製品の使用の合理化のための取組を効果的に行うため、国、関係地方公共団体、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図るよう配慮すること。その際、特定プラスチック使用製品提供事業者は、必要に応じて取引先に対し協力を求めること。

（8）本部・加盟者における特定プラスチック使用製品の使用の合理化

- 本部事業者は、加盟者の事業において提供する特定プラスチック使用製品について、当該加盟者に対し、特定プラスチック使用製品の使用の合理化に関し必要な指導を行い、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するよう努めること。
- 加盟者は、本部事業者が実施する特定プラスチック使用製品の使用の合理化のための措置に協力するよう努めること。



The diagram is a circular flow chart illustrating the waste management process. It is divided into three main colored sections: green (top-left), blue (top-right), and yellow (bottom). The green section shows waste collection from households and businesses, with a recycling truck and workers. The blue section shows the sorting and processing of waste at a facility, with workers and machinery. The yellow section shows the final products and services, including a recycling center, a water dispenser, and a recycling bin. The central text '3. 市区町村による分別収集・再商品化' is overlaid on the blue section.

3. 市区町村による分別収集・再商品化

3. 市区町村による分別収集・再商品化

対象者：市区町村

ライフサイクル	法での措置事項 (概要)	対象	対象者	主務大臣
設計・製造	プラスチック使用製品 設計指針	プラスチック使用製品	プラスチック 使用製品製造事業者等	経産大臣、 事業所管大臣 (内閣総理大臣、財務大臣、 厚労大臣、農水大臣、 経産大臣、国交大臣)
販売・提供	特定プラスチック 使用製品の使用の合理化	特定プラスチック 使用製品 (12品目)	特定プラスチック 使用製品提供事業者 (小売・サービス事業者等)	経産大臣、 事業所管大臣 (厚労大臣、農水大臣、 経産大臣、国交大臣)
排出・回収・リサイクル	市区町村による 分別収集・再商品化	プラスチック 使用製品廃棄物	市区町村	経産大臣、環境大臣
	製造・販売事業者等 による自主回収・再資源化	自らが 製造・販売・提供した プラスチック使用製品	プラスチック使用製品の 製造・販売事業者等	経産大臣、環境大臣
	排出事業者による 排出の抑制・再資源化等	プラスチック 使用製品産業廃棄物等	排出事業者	経産大臣、環境大臣、 事業所管大臣 (全大臣) ※

※ 再資源化事業計画に関する事項は、経産大臣・環境大臣に限る

3. 市区町村による分別収集・再商品化

- プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化を促進するため、市区町村はプラスチック使用製品廃棄物について、分別の基準を策定し、当該分別の基準に従って適正に分別して排出されることを促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【第31条】

市区町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集に当たって以下の措置を講ずるよう努めなければならない。

- ・ 分別の基準の策定
- ・ 当該分別の基準に従って適正に分別して排出されることを促進するために必要な措置

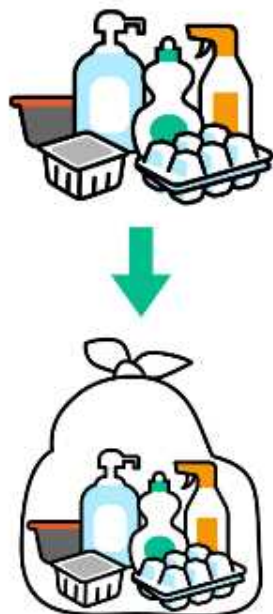
**容器包装リサイクル法に規定する
指定法人に委託する方法**

【第32条】

**認定再商品化計画に基づく
リサイクルを行う方法**

【第33条】

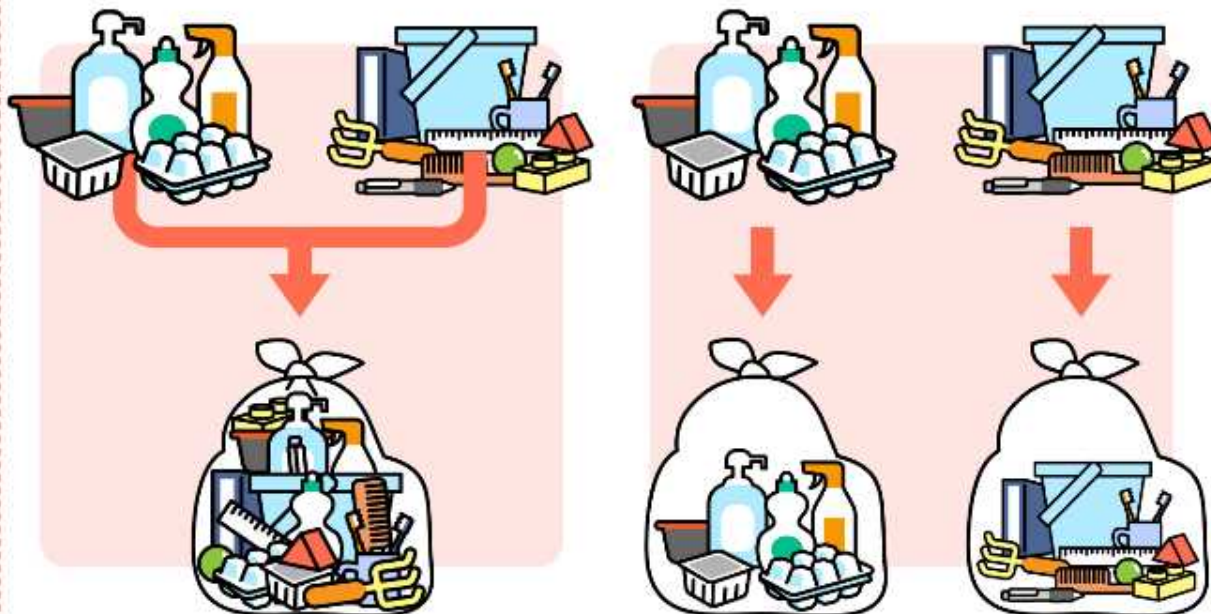
法施行前



市区町村が分別収集したプラスチック容器包装廃棄物は、容器包装リサイクル法の指定法人に引き渡して再商品化することができます。

容器包装リサイクル法の
指定法人へ引き渡すことで
再商品化を実施

法施行後



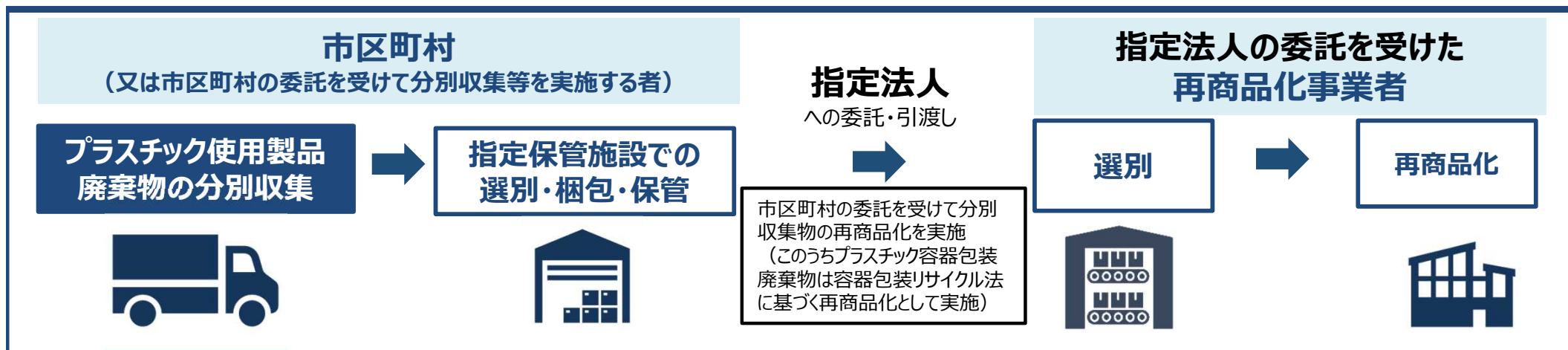
市町村は、プラスチック容器包装廃棄物とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物を一括して分別収集する方法（左）、プラスチック容器包装廃棄物とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物を別々に分別収集する方法（右）により、分別収集し、容器包装リサイクル法の指定法人に委託する又は再商品化計画の認定を受けることで再商品化することができます。

容器包装リサイクル法の指定法人へ委託することで再商品化を実施

再商品化計画の認定を受けることで再商品化を実施

3. 市区町村による分別収集・再商品化

(1) 容器包装リサイクル法に規定する指定法人に委託する方法〈法第32条〉



容器包装リサイクル法に規定する指定法人に委託し、再商品化を行う方法を選択した市区町村は、「分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令」の**分別収集物の基準**及び「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き（令和4年1月環境省環境再生・資源循環局リサイクル推進室）」に従って分別収集・再商品化する必要がある。

● 分別収集物の基準①

- ◆ 原則として最大積載量が1万キログラムの自動車に積載することができる最大の容量に相当する程度の分量の物が収集されていること。
- ◆ 圧縮されていること。
- ◆ 次に掲げるプラスチック使用製品廃棄物以外のものが付着し、又は混入していないこと。
 - ・ 容器包装廃棄物（容器包装リサイクル法第2条第4項に規定する容器包装廃棄物のうちペットボトル※を除いたもの）
 - ・ プラスチック使用製品廃棄物（容器包装廃棄物を除く）のうちその原材料の全部又は大部分がプラスチックであるもの

3. 市区町村による分別収集・再商品化

●分別収集物の基準②

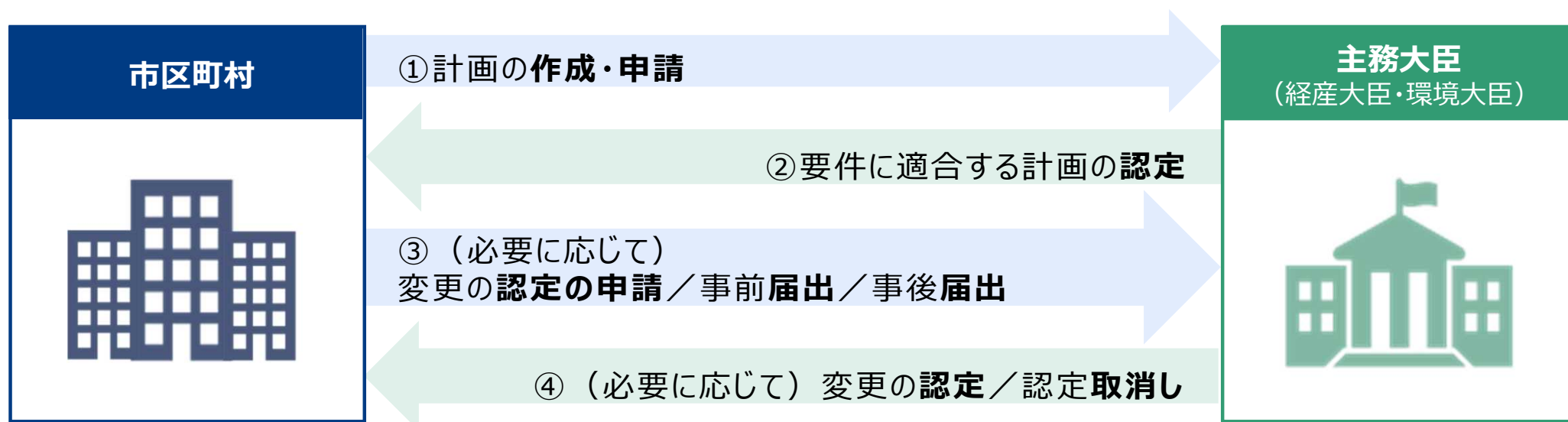
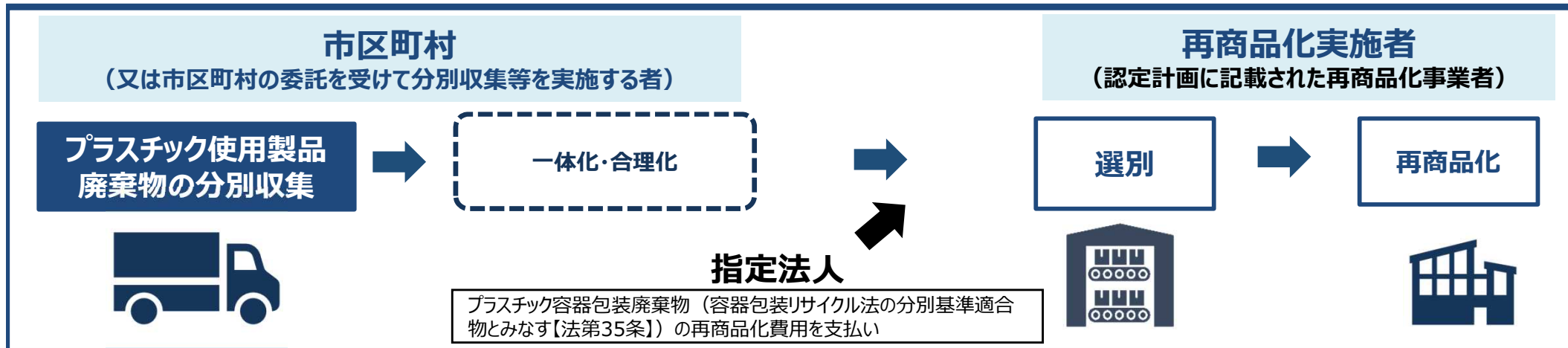
- ◆他の法令又は法令に基づく計画により分別して収集することが定められているものであって、次に掲げるものが混入していないこと。
 - ・ ペットボトル※
 - ・ 小型家電リサイクル法に規定する使用済小型電子機器等が廃棄物となったもの
 - ・ 一辺の長さが50センチメートル以上のもの
- ◆分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるものであって次に掲げるものが混入していないこと。
 - ・ リチウムイオン蓄電池を使用する機器その他の分別収集物の再商品化の過程において火災等を生ずるおそれのあるもの
 - ・ 点滴用器具その他の人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着しているもの又はこれらのおそれのあるもの
 - ・ 分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるもの
- ◆容器包装リサイクル法に基づき指定された施設において保管されているものであること。

※ 飲料、しょうゆその他容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第4条第5号及び別表第1の7の項に規定する主務大臣が定める商品を定める件（平成19年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第3号）第1項各号に掲げる物品であって、同告示第2項の規定に適合するものを充填するためのポリエチレンテレフタレート製の容器

3. 市区町村による分別収集・再商品化

- 市区町村が単独又は共同して再商品化計画を作成し、これを主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、圧縮等を省略し、再商品化実施者に再商品化を委託することが可能になる。

● 認定再商品化計画に基づくリサイクルを行う方法〈法第33条～第35条〉



3. 市区町村による分別収集・再商品化

要件に適合する計画の認定

●再商品化計画を認定する際の基準①

再商品化計画の認定を受けるには、下記の基準に適合することが必要。

(1) 基本方針との適合性

- 基本方針に照らして適切であること

(2) 再商品化の効率的な実施に資するものとして省令で定める基準との適合性

- 分別収集物の処理の行程（収集から再商品化により得られた物の利用まで）が明らかであること
- 委託の範囲、責任が明確であること
- 再商品化の実施の状況を把握するために必要な措置を講じていること
- 生活環境の保全上支障を及ぼすおそれがないこと
- 分別収集物の収集から再商品化が終了するまでの一連の過程が合理的であること
- 収集段階で危険物等の混入を防ぐ措置を講じていること
- 品質確保のための措置を講じていること
- 費用の算出方法が妥当であること
- プラスチック容器包装廃棄物の再商品化費用が抑制されていること

(3) 計画期間

- 3年以内であること

3. 市区町村による分別収集・再商品化

●再商品化計画を認定する際の基準②

(4) 再商品化実施者の能力に係る基準との適合性

- ・ 再商品化を適確に行うに足りる知識・技能を有すること
- ・ 再商品化を適確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すること

(5) 運搬施設（車両等）・積替施設に係る基準との適合性

- ・ 飛散、流出、悪臭防止等に必要な措置が講じられていること

(6) 処分施設に係る基準との適合性

- ・ 再商品化その他分別収集物の処分に適した施設であること
- ・ 運転を安定的に行うことができ、適切に維持管理できること
- ・ 廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理施設設置許可又は産業廃棄物処理施設設置許可が必要である場合は、当該許可を有していること
- ・ 保管施設を有する場合、飛散、流出、悪臭防止等に必要な措置を講じていること

(7) 再商品化実施者の適格性

- ・ 再商品化実施者が法第33条第3項第4号に規定する欠格要件※に該当しないこと

※ イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、ロ) 法又は法に基づく命令・処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者、ハ) 暴力団員等がその事業活動を支配する者 等



4. 製造・販売事業者等による 自主回収・再資源化事業

4. 製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業

対象事業者：プラスチック使用製品の製造・販売事業者等

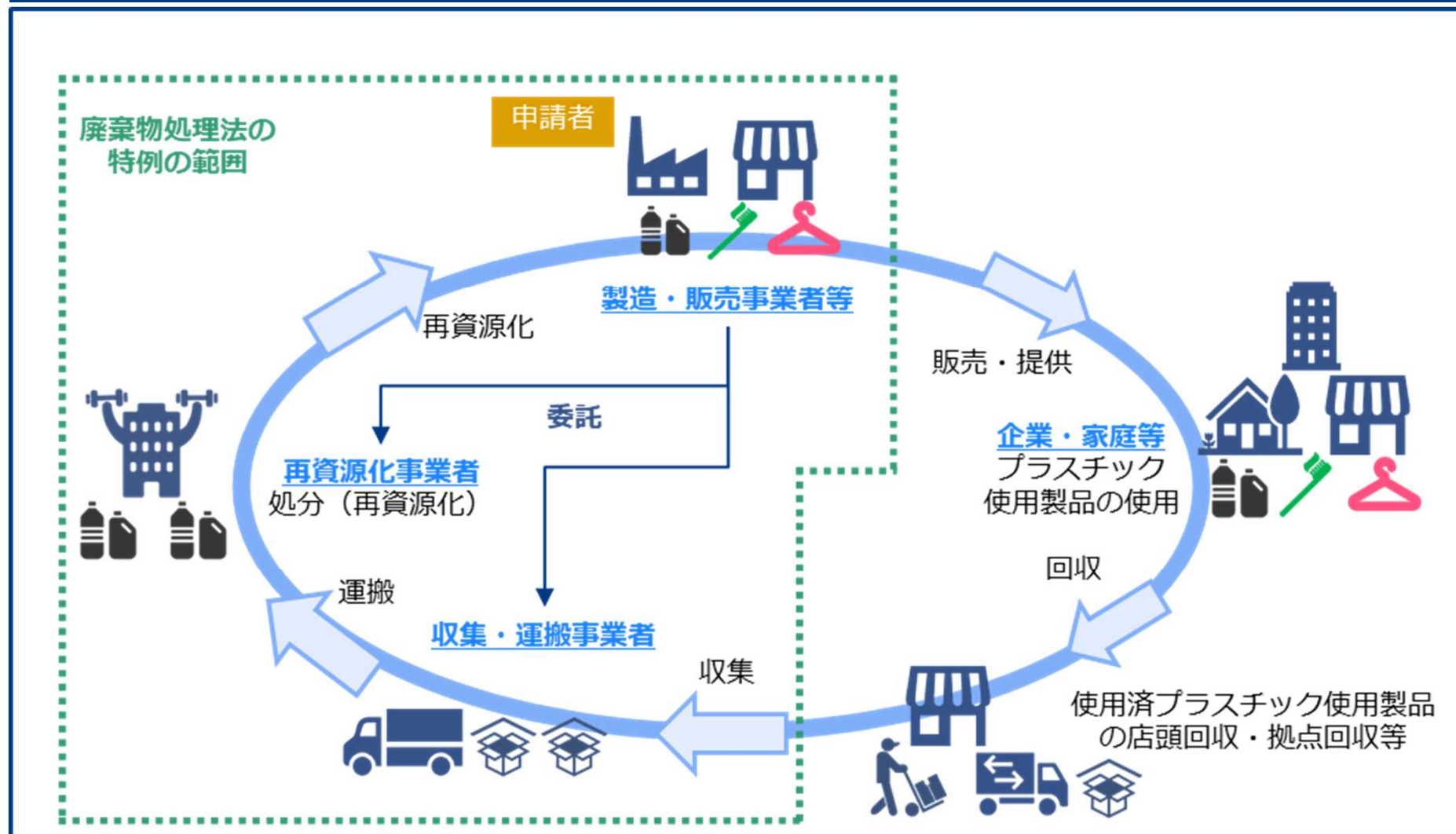
ライフサイクル	法での措置事項 (概要)	対象	対象者	主務大臣
 設計・製造 ↓ 販売・提供 ↓ 排出・回収・リサイクル	プラスチック使用製品設計指針	プラスチック使用製品	プラスチック使用製品製造事業者等	経産大臣、事業所管大臣 (内閣総理大臣、財務大臣、厚労大臣、農水大臣、経産大臣、国交大臣)
	特定プラスチック使用製品の使用の合理化	特定プラスチック使用製品(12品目)	特定プラスチック使用製品提供事業者(小売・サービス事業者等)	経産大臣、事業所管大臣 (厚労大臣、農水大臣、経産大臣、国交大臣)
	市区町村による分別収集・再商品化	プラスチック使用製品廃棄物	市区町村	経産大臣、環境大臣
	製造・販売事業者等による自主回収・再資源化	自らが製造・販売・提供したプラスチック使用製品	プラスチック使用製品の製造・販売事業者等	経産大臣、環境大臣
	排出事業者による排出の抑制・再資源化等	プラスチック使用製品産業廃棄物等	排出事業者	経産大臣、環境大臣、事業所管大臣(全大臣)※

※ 再資源化事業計画に関する事項は、経産大臣・環境大臣に限る

4. 製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業

- プラスチック使用製品の製造・販売事業者等が作成した自主回収・再資源化事業計画について、主務大臣が認定する仕組みを創設。主務大臣の認定を受けた事業者は、廃棄物処理法に基づく業の許可が不要となる。

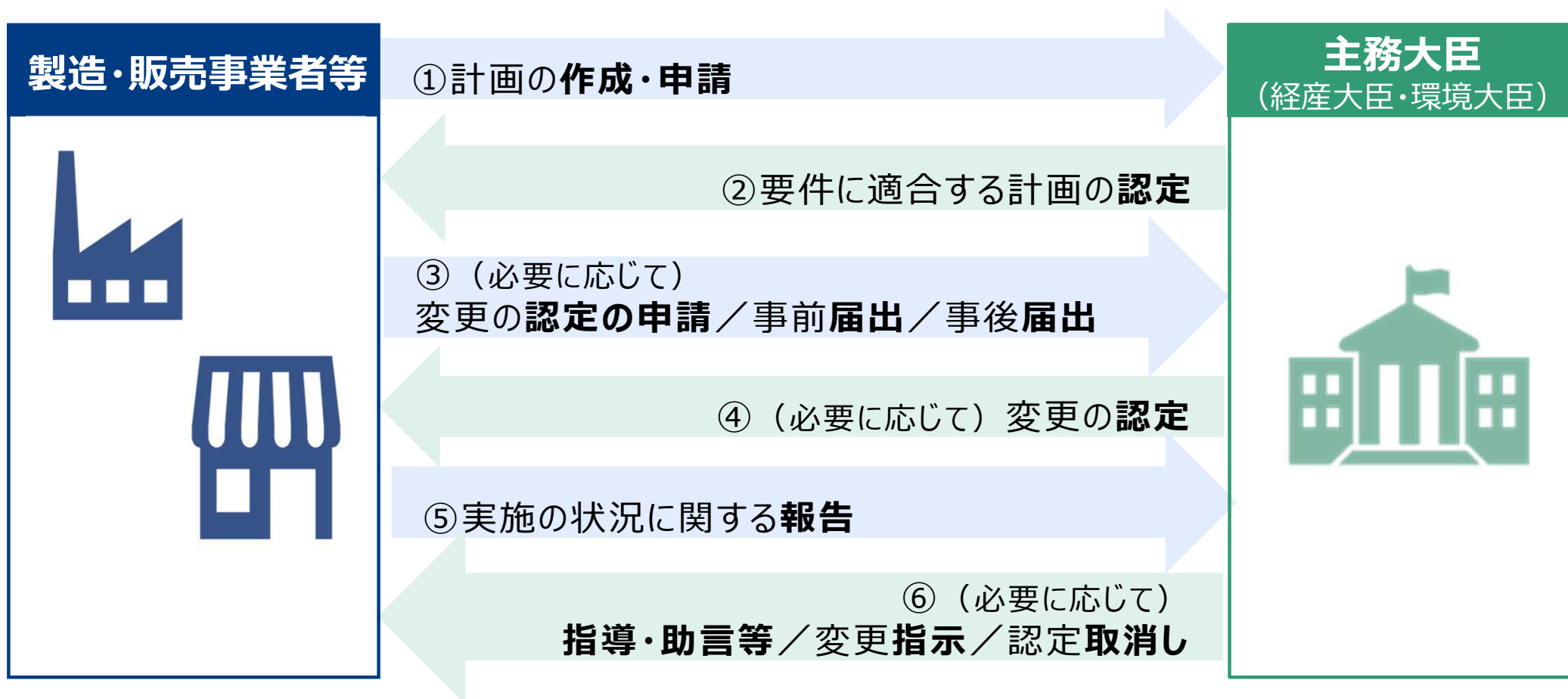
● 自主回収・再資源化事業のスキーム



4. 製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業

- 自主回収・再資源化事業を行おうとする者は、計画を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。認定後は毎年度、実施の状況を報告すること。
- また、認定を受けた計画を変更する場合は、変更内容に応じて手続を行うこと。

● 自主回収・再資源化事業のフロー図



4. 製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業

要件に適合する計画の認定

● 自主回収・再資源化事業計画を認定する際の基準

自主回収・再資源化事業計画の認定を受けるには、下記の基準に適合すること。

(1) 基本方針との適合性

- ・ 基本方針に照らして適切であること

(2) 再資源化の促進に資するものとして省令で定める基準との適合性

- ・ 使用済プラスチック使用製品の処理の行程（収集から再資源化により得られた物の利用まで）が明らかであること
- ・ 収集した使用済プラスチック使用製品に含まれるプラスチックを相当程度再資源化すること
- ・ 委託の範囲、責任が明確であること
- ・ 自主回収・再資源化事業の実施の状況を把握するために必要な措置を講じていること
- ・ 生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じていること

(3) 申請者※¹の能力に係る基準との適合性

- ・ 自主回収・再資源化事業を適確に行うに足りる知識・技能を有すること
- ・ 自主回収・再資源化事業を適確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すること

(4) 運搬施設（車両等）・積替施設に係る基準との適合性

- ・ 飛散、流出、悪臭防止等に必要な措置が講じられていること 等

(5) 処分施設に係る基準との適合性

- ・ 再資源化その他使用済プラスチック使用製品の処分に適する施設であること 等

(6) 申請者※¹の適格性

- ・ 申請者※¹が法第39条第3項第3号に規定する欠格要件※²に該当しないこと

※¹ 委託先がいる場合は、委託先を含む

※² イ) 法又は法に基づく命令・処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者、ロ) 認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者、ハ) 暴力団員等がその事業活動を支配する者 等

4. 製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業

● 自主回収・再資源化事業を行う場合の主な注意点

- ① 回収した製品に他社が製造・販売した製品が含まれる場合であっても、自社製品と合わせて再資源化を実施することが効率的な場合は、認定の対象。ただし、他社が製造した製品のみを回収する場合など、自主回収と認められない計画は、認定の対象外。
- ② 複数の事業者で共同して計画申請を行うことも可能。
- ③ 収集・運搬を行う際は、当該認定に係る運搬車等である旨を外から見やすいように表示のうえ、認定証の写しの書面又は電磁的記録を備え付けることが必要。
- ④ 委託先がいる場合、廃棄物処理法の業の許可が不要となるのは、認定自主回収・再資源化事業計画に記載された者※に限る。
- ⑤ 主務大臣の認定を受けた場合であっても、廃棄物処理法に基づく業の許可以外の、廃棄物処理法に基づく規定（処理施設の設置許可等）は引き続き適用される。

※ 自主回収・再資源化事業計画に記載された法第39条第2項第5号に掲げる者（収集、運搬又は処分を行う者）



5. プラスチック使用製品産業廃棄物等の 排出の抑制・再資源化等（判断基準）

5. プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制・再資源化等（判断基準）

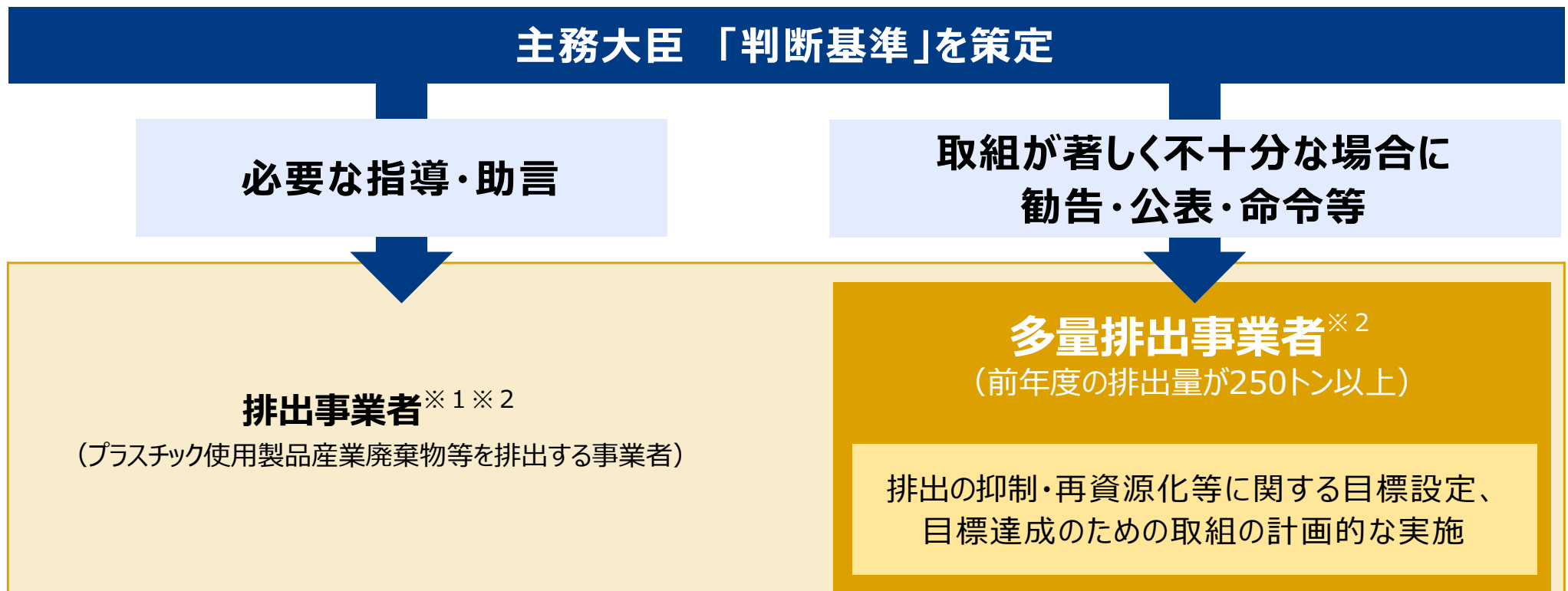
対象事業者：プラスチック使用製品産業廃棄物等を排出する事業者

ライフサイクル	法での措置事項 (概要)	対象	対象者	主務大臣
設計・製造 ↓ 販売・提供 ↓ 排出・回収・リサイクル	プラスチック使用製品設計指針	プラスチック使用製品	プラスチック使用製品製造事業者等	経産大臣、事業所管大臣 (内閣総理大臣、財務大臣、厚労大臣、農水大臣、経産大臣、国交大臣)
	特定プラスチック使用製品の使用の合理化	特定プラスチック使用製品 (12品目)	特定プラスチック使用製品提供事業者 (小売・サービス事業者等)	経産大臣、事業所管大臣 (厚労大臣、農水大臣、経産大臣、国交大臣)
排出・回収・リサイクル	市区町村による分別収集・再商品化	プラスチック使用製品廃棄物	市区町村	経産大臣、環境大臣
	製造・販売事業者等による自主回収・再資源化	自らが製造・販売・提供したプラスチック使用製品	プラスチック使用製品の製造・販売事業者等	経産大臣、環境大臣
	排出事業者による排出の抑制・再資源化等	プラスチック使用製品産業廃棄物等	排出事業者	経産大臣、環境大臣、事業所管大臣（全大臣）※

※ 再資源化事業計画に関する事項は、経産大臣・環境大臣に限る

5. プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制・再資源化等（判断基準）

- **プラスチック使用製品産業廃棄物等を排出する事業者**（「排出事業者」：事業所、工場、店舗等で事業を行う事業者であれば、その多くが対象となる）は、主務大臣が定める排出事業者の判断基準に基づき、積極的に排出の抑制・再資源化等に取り組むことが求められる。
- 事業活動に伴って排出されたプラスチック使用製品産業廃棄物であれば、プラスチック使用製品産業廃棄物等に該当する。



※1 従業員の数が20人以下の、商業・サービス業以外の業種に属する事業を行う個人・会社・組合等
従業員の数が5人以下の、商業又はサービス業に属する事業を行う個人・会社・組合等 を除く

※2 プラスチック使用製品産業廃棄物等の処理に関する定めとして、本部事業者が加盟者に対し、指導又は助言をする旨の定め、本部事業者及び加盟者が連携して取り組む旨の定め等のいずれかを含む場合、加盟者の排出量は本部事業者の排出量に含むものとする

5. プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制・再資源化等（判断基準）

● 排出事業者の判断基準

- (1) 排出の抑制・再資源化等の実施の原則
- (2) 排出の抑制に当たって講ずる措置
- (3) 再資源化に当たって講ずる措置
- (4) 多量排出事業者の目標の設定・情報の公表等
- (5) 排出事業者の情報の提供
- (6) 本部・加盟者における排出の抑制・再資源化等の促進
- (7) 教育訓練
- (8) 実施状況の把握・管理体制の整備
- (9) 関係者との連携

5. プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制・再資源化等（判断基準）

● 排出事業者の判断基準

（1）排出の抑制・再資源化等の実施の原則

- プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する技術水準及び経済的な状況を踏まえつつ、事業活動で使用するプラスチック使用製品の安全性や機能性等の必要な事情に配慮した上で、プラスチック使用製品産業廃棄物等について、可能な限り、次の方法で排出の抑制及び再資源化を実施すること。

- ① 排出を抑制すること
- ② 再資源化の促進に資するよう、適切に分別して排出すること
- ③ 再資源化を実施することができるものは、再資源化を実施すること

ただし、上記の方法によらないことが環境への負荷の低減に有効である場合は、この限りではない。

- 再資源化を実施することができないものであって、熱回収※を行うことができるものは、熱回収を行うこと。
- プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化等を適正に行うことができる者に委託することができる。ただし、熱回収に係る委託については、再資源化を実施することができないものに限ること。

※ 使用済プラスチック使用製品等の全部又は一部であって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することができる状態にすること

5. プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制・再資源化等（判断基準）

（2）排出の抑制に当たって講ずる措置

- プラスチック使用製品の製造、加工又は修理の過程において、次のような措置を行うこと。
 - ① 原材料の使用の合理化を行うこと
 - ② 端材の発生を抑制すること
 - ③ 端材やプラスチック使用製品の試作品を原材料として使用すること
- 流通又は販売の過程において使用するプラスチック製の包装材について、次のような措置を行うこと。
 - ① 簡素な包装を推進すること
 - ② プラスチックに代替する素材を活用すること
- 事業活動において使用するプラスチック使用製品について、次のような措置を行うこと。
 - ① なるべく長期間使用すること
 - ② 過剰な使用を抑制すること
 - ③ 部品又は原材料の種類について工夫されたプラスチック使用製品を使用すること

（3）再資源化等に当たって講ずる措置

- リチウムイオン蓄電池を使用する機器といった、再資源化等を著しく阻害するものの混入を防止すること。
- 周辺地域に再資源化を適正に実施することができる者が存在しない場合や、人が感染するおそれのある病原体が付着しているおそれがある場合といった、再資源化を実施することができない場合において、熱回収を行うことができるものは、熱回収を行うこと。
- 自ら熱回収を行う場合、可能な限り効率性の高い熱回収※を行うこと。
- 熱回収を委託する場合、可能な限り効率性の高い熱回収※を行う者を選定すること。
- 廃棄物の飛散や流出といった、生活環境の保全上の支障が生じないよう措置を講ずること。

※ JIS Z 7311:2010 で規定される「廃棄物由来の紙、プラスチックなど固形化燃料（RPF）」の活用等

排出事業者による排出抑制の取組事例

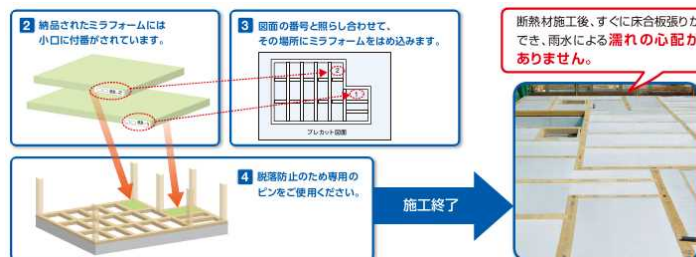
①原材料の使用の合理化

株式会社ユーグレナ
化粧品の容器を、サトウキビ由来樹脂を配合したチューブタイプの容器に変更。



②端材の発生抑制

株式会社JSP
工場で断熱材を指定の寸法にプレカット（予め断裁）して納品し、施工現場での断熱材の端材、カット時の粉の発生を抑制。



③端材やプラスチック使用製品の試作品を原材料として使用

Y K K AP株式会社
樹脂窓の製造工程で発生する樹脂端材を再利用。



①簡易な包装の推進

コニカミノルタ株式会社
衝撃を熱に変換する新規エアー緩衝材を開発し、重量物である複合機の包装に使用。2005年製品比でプラスチック製緩衝材を70%程度削減。



②代替素材の活用

株式会社グラセル
サンプル発送袋に環境にやさしい紙やバイオマスプラスチック配合品を採用。



排出事業者による排出抑制の取組事例

- ①長期間の使用
- ②過剰な使用の抑制

TOBISHIMA CORPORATION

リターナブル容器の弁当事業者を利用。



- ③部品又は原材料の種類について工夫された製品の使用

宮城県気仙沼市、埼玉県、
一般財団法人静岡経済研究所、
サンコーフォームズ株式会社
紙製クリアファイルの使用。



排出事業者による再資源化等の取組事例

株式会社キングジム

使用済みテープカートリッジの回収・再資源化またはリユース。



鹿島建設株式会社

作業服を回収し自動車内装材や屋根下防水材にリサイクル



5. プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制・再資源化等（判断基準）

（4）多量排出事業者の目標の設定・情報の公表等

- 多量排出事業者は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する目標を定め、これを達成するための取組を計画的に行うこと。
- 多量排出事業者は、毎年度、当該年度の前年度におけるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量及び目標の達成状況に関する情報をインターネット等により公表するよう努めること。

（5）排出事業者の情報の提供

- 排出事業者は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化等を委託するに当たっては、受託者に対し、当該プラスチック使用製品産業廃棄物等について、その排出及び分別の状況、性状及び荷姿に関する事項その他の必要な情報を提供すること。
- 多量排出事業者を除く排出事業者は、毎年度、当該年度の前年度におけるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量並びに排出の抑制及び再資源化等の状況に関する情報をインターネット等により公表するよう努めること。

（6）本部・加盟者における排出の抑制・再資源化等の促進

- 本部事業者は、加盟者の事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等について、当該加盟者に対して必要な指導を行い、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進するよう努めること。
- 加盟者は、本部事業者が実施するプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進のための措置に協力するよう努めること。

5. プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制・再資源化等（判断基準）

（7）教育訓練

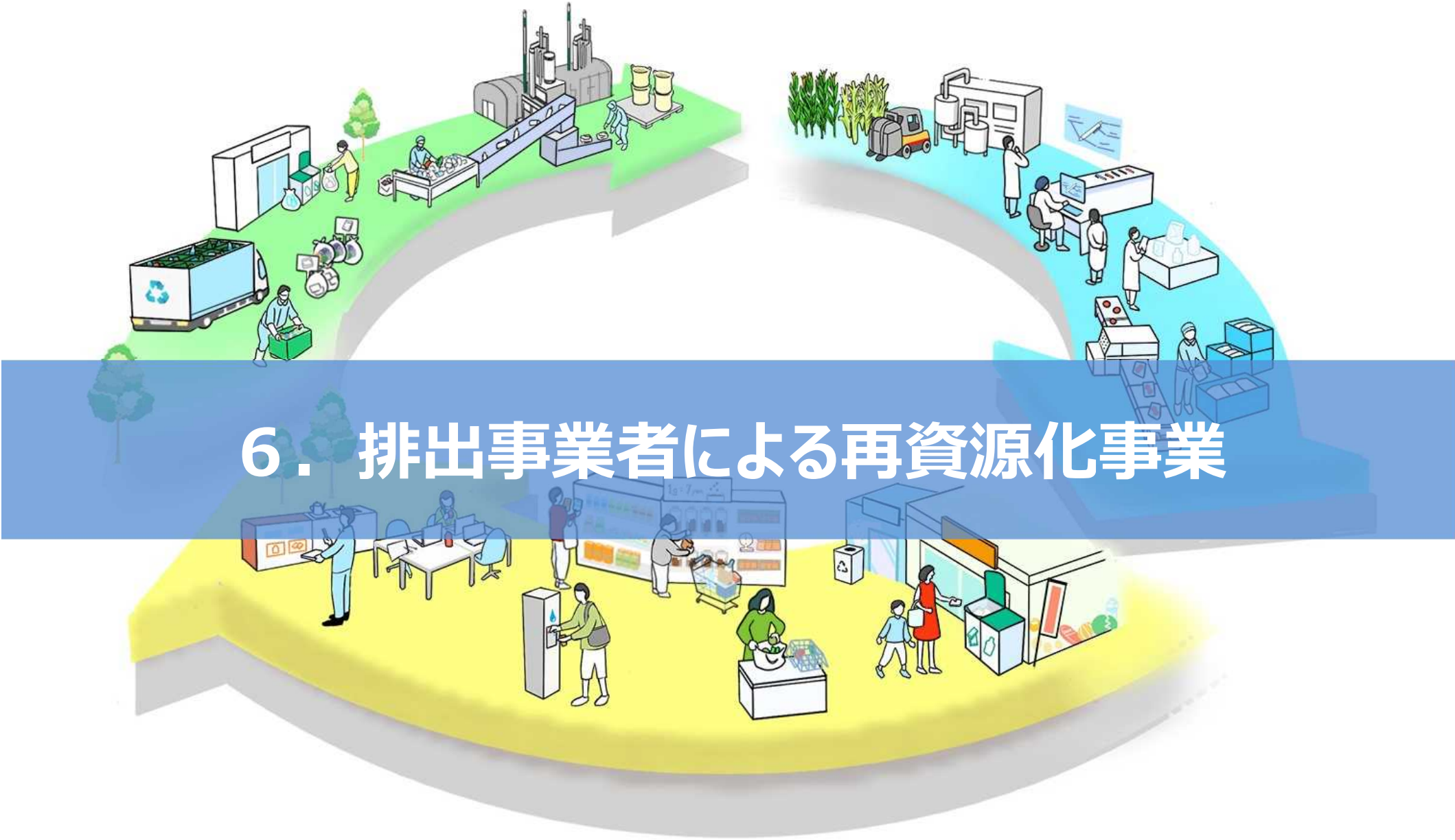
- 排出事業者は、その従業員に対して、その事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する必要な教育訓練を行うよう努めること。

（8）実施状況の把握・管理体制の整備

- 排出事業者は、その事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の実施量その他のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の状況を適切に把握し、その記録を行うこと。
- 排出事業者は、記録の作成その他プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する事務を適切に行うため、事業場ごとの責任者の選任その他管理体制の整備を行うこと。

（9）関係者との連携

- 排出事業者は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等のための取組を効果的に行うため、国、関係地方公共団体、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図るよう配慮すること。その際、排出事業者は、必要に応じて取引先に対し協力を求めること。



6. 排出事業者による再資源化事業

6. 排出事業者による再資源化事業

対象事業者：プラスチック使用製品産業廃棄物等を排出する事業者

ライフサイクル	法での措置事項 (概要)	対象	対象者	主務大臣
設計・製造 ↓ 販売・提供 ↓ 排出・回収・リサイクル	プラスチック使用製品 設計指針	プラスチック使用製品	プラスチック 使用製品製造事業者等	経産大臣、 事業所管大臣 (内閣総理大臣、財務大臣、 厚労大臣、農水大臣、 経産大臣、国交大臣)
	特定プラスチック 使用製品の使用の合理化	特定プラスチック 使用製品 (12品目)	特定プラスチック 使用製品提供事業者 (小売・サービス事業者等)	経産大臣、 事業所管大臣 (厚労大臣、農水大臣、 経産大臣、国交大臣)
排出・回収・リサイクル	市区町村による 分別収集・再商品化	プラスチック 使用製品廃棄物	市区町村	経産大臣、環境大臣
	製造・販売事業者等 による自主回収・再資源化	自らが 製造・販売・提供した プラスチック使用製品	プラスチック使用製品の 製造・販売事業者等	経産大臣、環境大臣
	排出事業者による 排出の抑制・再資源化等	プラスチック 使用製品産業廃棄物等	排出事業者	経産大臣、環境大臣、 事業所管大臣 (全大臣) ※

※ 再資源化事業計画に関する事項は、経産大臣・環境大臣に限る

6. 排出事業者による再資源化事業

- ①排出事業者又は②複数の排出事業者からの委託を受けた再資源化事業者が作成した再資源化事業計画について、主務大臣が認定する仕組みを創設。主務大臣の認定を受けた事業者は廃棄物処理法に基づく業の許可が不要となる。

● 申請者が排出事業者である場合の再資源化事業のスキーム図



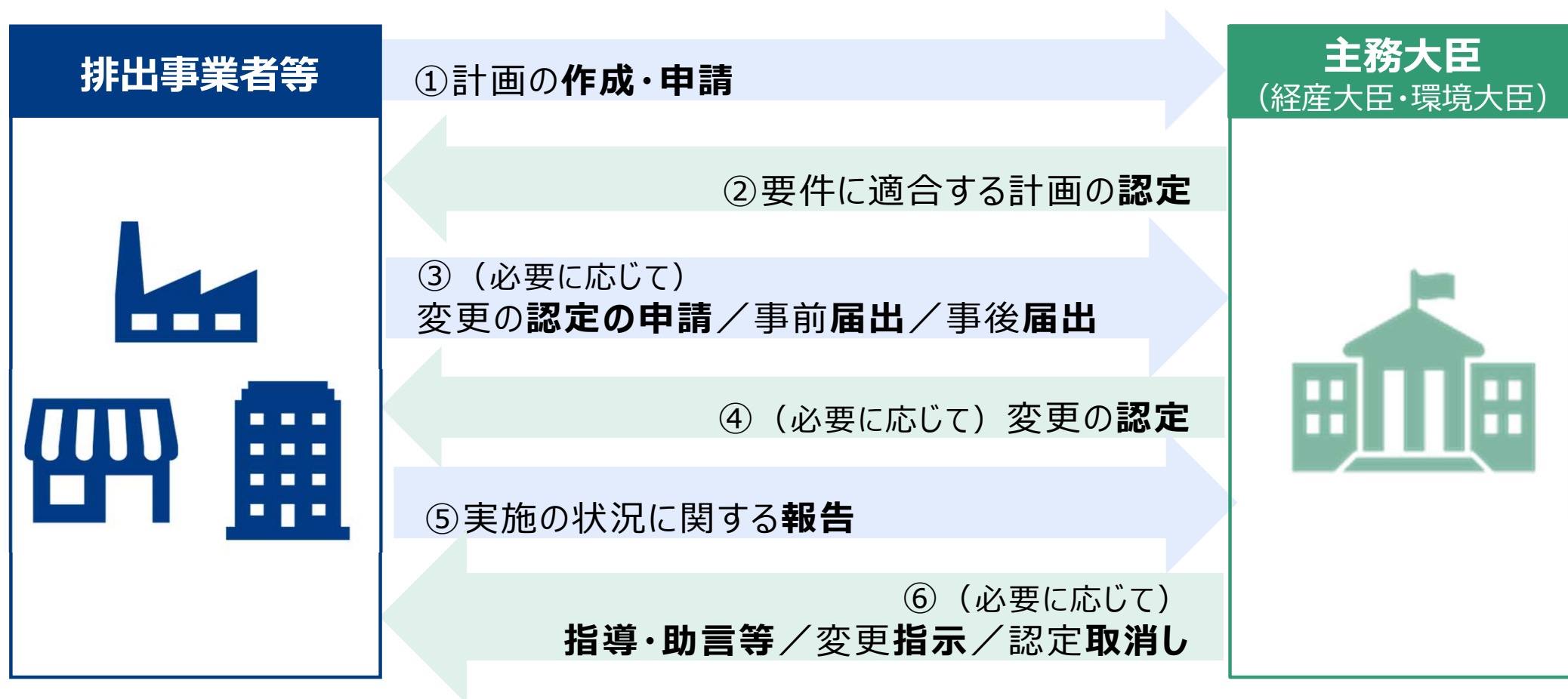
● 申請者が複数の排出事業者からの委託を受けた再資源化事業者である場合の再資源化事業のスキーム図



6. 排出事業者による再資源化事業

- 再資源化事業を行おうとする者は、計画を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。認定後は毎年度、実施の状況を報告すること。
- また、認定を受けた計画を変更する場合は、変更内容に応じて手続を行うこと。

● 再資源化事業のフロー図



6. 排出事業者による再資源化事業

要件に適合する計画の認定

●再資源化事業計画を認定する際の基準

再資源化事業計画の認定を受けるには、下記の基準に適合することが必要。

(1) 基本方針及び排出事業者の判断基準との適合性

- 基本方針及び排出事業者の判断基準に照らして適切であること

(2) 再資源化の促進に資するものとして省令で定める基準との適合性

- プラスチック使用製品産業廃棄物等の処理の行程（収集から再資源化により得られた物の利用まで）が明らかであること
- 収集したプラスチック使用製品産業廃棄物等に含まれるプラスチックを相当程度再資源化すること
- 委託の範囲、責任が明確であること
- 再資源化事業の実施の状況を把握するために必要な措置を講じていること
- 生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じていること

(3) 申請者※¹の能力に係る基準との適合性

- 再資源化事業を適確に行うに足りる知識・技能を有すること
- 再資源化事業を適確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すること

(4) 運搬施設（車両等）・積替施設に係る基準との適合性

- 飛散、流出、悪臭防止等に必要な措置が講じられていること

(5) 処分施設に係る基準との適合性

- 再資源化その他プラスチック使用製品産業廃棄物等の処分に適する施設であること 等

(6) 申請者※¹の適格性

- 申請者※¹が法第48条第3項第3号に規定する欠格要件※²に該当しないこと

※1 委託先がいる場合は、委託先を含む

※2 イ) 法又は法に基づく命令・処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者、ロ) 認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者、ハ) 暴力団員等がその事業活動を支配する者 等

6. 排出事業者による再資源化事業

● 再資源化事業を行う場合の主な注意点

- ① 収集・運搬を行う際は、当該認定に係る運搬車等である旨を外から見やすいように表示のうえ、認定証の写しの書面又は電磁的記録を備え付けること。
- ② 主務大臣の認定を受けた場合であっても、廃棄物処理法に基づく業の許可以外の、廃棄物処理法に基づく規定（処理施設の設置許可・産業廃棄物管理票の交付等）は引き続き適用される。
- ③ 排出事業者は、再資源化事業計画の認定を受けても廃棄物処理法の特例の対象にはならないが、廃棄物処理法上、自ら収集、運搬又は処分を行う場合は業の許可は不要とされている。ただし、その場合も、廃棄物処理法に基づく収集、運搬又は処分に係る基準に従って処理を行うこと。
- ④ 申請者が複数の排出事業者からの委託を受けた再資源化事業者である場合、申請者は処分（再資源化）を他の事業者に委託することは不可。



【令和5年度予算（案） 260百万円（260百万円）】

プラスチックの資源循環を総合的に推進します。

1. 事業目的

令和4年4月に施行したプラスチックの資源循環の促進等に関する法律の施行状況及び容器包装リサイクルに係る排出実態を調査し、プラスチック資源循環の高度化に向けた課題を分析する。また、プラスチック資源循環の現状や同法の制度・施行状況に関する情報を広く自治体、事業者、消費者に発信していく。

2. 事業内容

1. プラスチック資源循環推進事業

- (1) プラスチック資源循環法等の施策効果の調査検討
 - ・プラスチック使用製品の設計・製造から廃棄までのライフサイクル各段階における施行状況やレジ袋有料化の動向等を調査し、課題分析・効果検証を行う。
- (2) プラスチック資源循環に係る3R推進事業
 - ・より多くの地域においてプラスチック資源の分別収集・再商品化を進めるため自治体等の課題抽出や課題解決に向けた実証事業を実施する。
 - ・分別収集・再商品化を実施している先行地域の取組事例を収集・整理するとともに広く周知し、好事例の水平展開を推進する。
- (3) プラスチック資源循環に係る普及啓発事業
 - ・関係主体の理解促進に資する情報発信・普及啓発を行う。

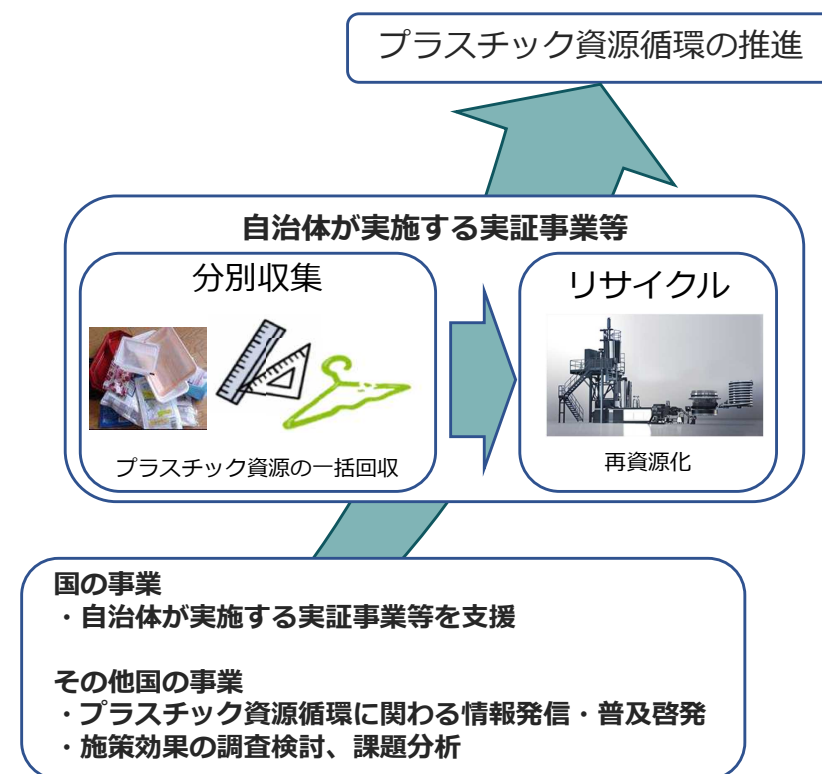
2. 容器包装リサイクル推進事業

- (1) 容器包装廃棄物排出実態等調査を継続的に実施し、課題分析を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成18年度～令和17年度（予定）

4. 事業イメージ



プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業の概要

(1) 令和3年度事業の概要

- 市区町村が主体となって実施する**プラスチック製容器包装及びプラスチック製品**に関する分別収集・リサイクルに係る先進的モデルの形成支援を行うことを目的として、令和3年度は、**松本市・静岡市・京都市・亀岡市・大阪市・倉敷市の6市**を採択した。

事業の実施内容	・ 容器包装及び製品の一括回収の実証 ・ 組成調査（実証事業による収集物や可燃ごみの組成調査等） ・ 住民周知（説明会開催やチラシ配布等） ・ 関係者調整（メーカーヒアリングや事業者との協議等） ・ 効果検証（コスト・CO2排出量の分析等） 等 ・ 異物混入対策
結果のまとめ	・ 容器包装のみならず製品も含めた分別収集・リサイクルを行うことでCO2削減に寄与することが明らかとなった。 ・ 認定スキームの活用等の条件の設定により、コストを圧縮できる可能性が示唆された。 ・ 住民の御協力により収集物の組成に大きな影響があった。このため、実施前に十分な周知期間を設けるとともに、実施後も継続して周知することが重要である。



松本市の組成調査の様子

(2) 令和4年度事業の概要

- 市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・リサイクルに係る実証として**12自治体**※1、地方公共団体が製造事業者等と連携して実施する使用済プラスチック使用製品の自主回収・リサイクルに係る実証として**4自治体**※2を採択した。
- 採択自治体として、市だけではなく、町単位の申請や県が複数市をまとめて申請している事例もある。

※1：八戸市、岩手県岩手町、福島県猪苗代町、鹿嶋市、那須塩原市、群馬県大泉町、江戸川区、横須賀市、富山市、沼津市、兵庫県（小野市、加西市、加東市） 福岡県（宗像市、古賀市、福津市、新宮町）

※2：秋田県とJA大潟村、東京都とユニリーバ・花王・P&G・ライオン、川崎市と日清オイリオ、藤沢市とユニリーバ



【令和5年度予算（案）4,672百万円（新規）の内数】

プラスチック等の化石由来資源から代替素材への転換、リサイクル困難素材等のリサイクルプロセス構築の支援により省CO2化を加速します。

1. 事業目的

- ① 廃棄物・資源循環分野からの温室効果ガスの排出量の多くを廃プラスチックや廃油の焼却・原燃料利用に伴うCO2が占めている。カーボンニュートラルを実現するためには、化石由来資源が使われているプラスチック製品や航空燃料等のバイオマス由来等代替素材への転換、複合素材プラスチックや廃油等のリサイクル困難素材のリサイクルが不可欠。
- ② このため、廃プラスチックや廃油等のリサイクルプロセス全体でのエネルギー起源CO2の削減・社会実装化を支援し、脱炭素型資源循環システムの構築を図る。

2. 事業内容

- ・これまで一部製品分野における代替素材への転換、単一素材の製品のリサイクルが進んできたところ。
- ・今後国内の廃プラスチック等を可能な限り削減し、徹底したリサイクルを実施するためには、その他多くの製品分野における代替素材への転換、複合素材等のリサイクルの実現が不可欠であることから、以下の事業を実施する。

① 化石由来資源からバイオプラスチック等への転換・社会実装化実証事業

従来化石由来資源が使われているプラスチック製品・容器包装、海洋流出が懸念されるマイクロビーズや、航空燃料等について、これらを代替する再生可能資源（バイオマス・生分解性プラスチック、紙、CNF、SAF及びその原料等）に転換するための省CO2型生産インフラの技術実証を強力に支援する。

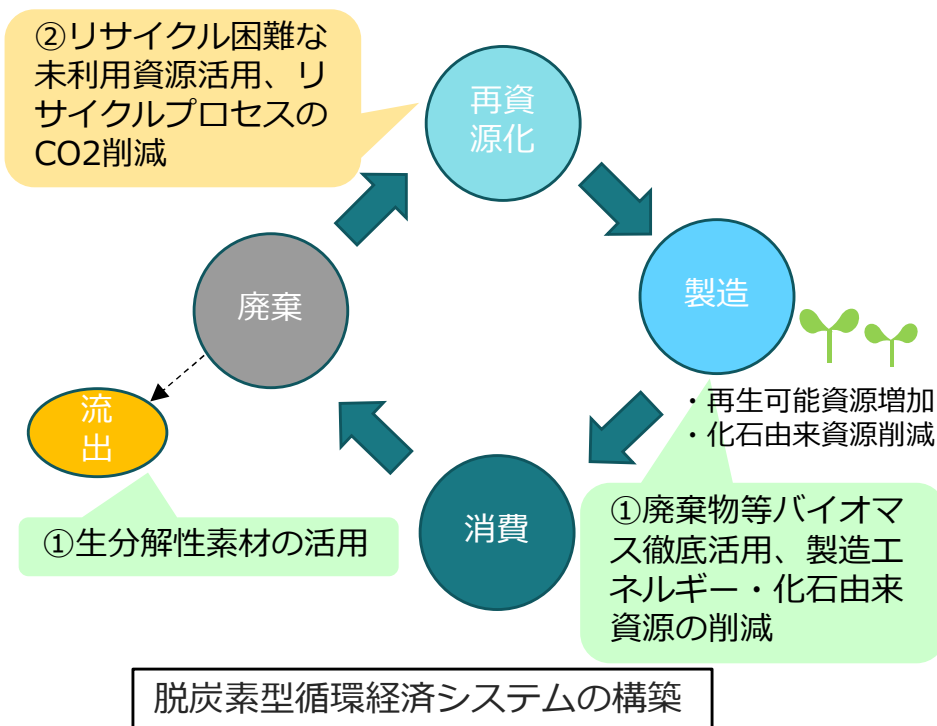
② リサイクル困難素材等のリサイクルプロセス構築・省CO2化実証事業

複合素材プラスチック、廃油等のリサイクル困難素材等のリサイクル技術の課題を解決するとともに、リサイクルプロセスの省CO2化を強力に支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、間接補助事業（補助率 1 / 3、1 / 2）
- 対象 民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間 令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ



脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業(委託)の事例

バイオポリプロピレン実証

期間:令和元～3年度

三井化学 株式会社

ソルゴー（イネ科植物）をはじめとする非可食資源を含む様々なバイオマスから得られる糖を原料とし、発酵プロセスをキーとした独自の製造方法による、工業レベルでのバイオポリプロピレン製造実証試験を行う。

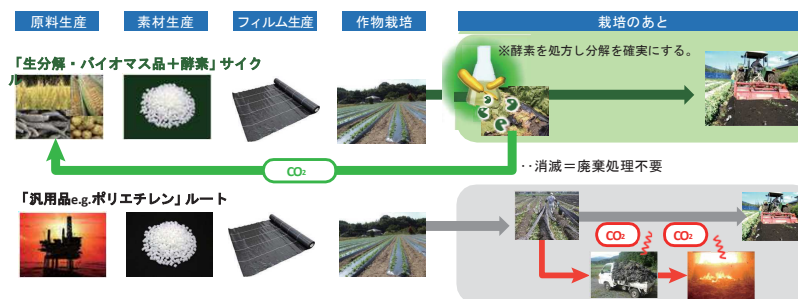


生分解性バイオマスプラスチックの農業用フィルム等開発・実用化

期間:令和元～3年度

三菱ケミカル株式会社

生分解性バイオマスプラスチックを改良し、その分解制御方法を作り、廃棄処理が要らない農業用フィルムをより多くの作物や地域に拡大するための実証と評価を行う。



非可食バイオマスを用いた国産バイオマスプラスチック製造実証

期間:令和元～3年度

王子ホールディングス株式会社

パルプを原料としたバイオポリエチレン、ポリ乳酸製造の技術課題の解決を図るとともに、量産プロセス、リサイクル性、CO₂排出量の削減効果を検証・評価する。

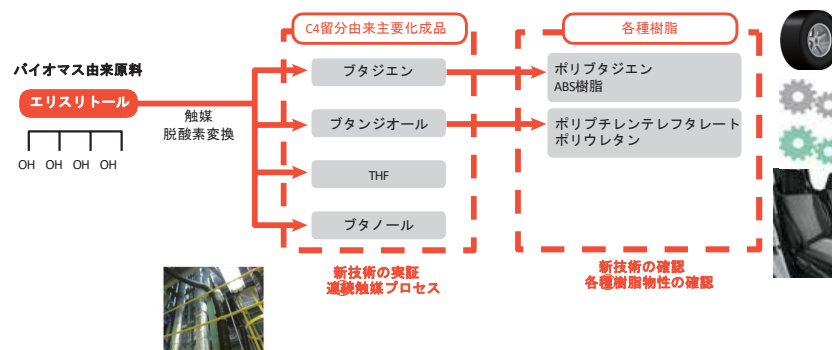


バイオマスからC4化成品製造に関する実証

期間:令和元～3年度

株式会社ダイセル

バイオマス由来エリスリトールからC4化成品へ転換する際の触媒の改良及びC4化成品から得られた樹脂の物性を評価し、C4化成品をバイオマスから製造する技術実証を行う。



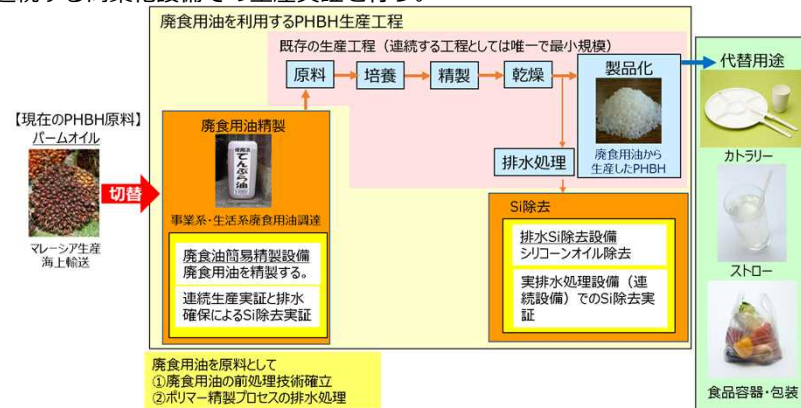
脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業(補助)の事例

廃食用油を用いたPHBH高効率化生産と商業化に関する実証

期間: 令和2～3年度

カネカ株式会社

国内に存在する非可食バイオマスである廃食用油を原料に、効率的に生分解性ポリマー-PHBHを生産するための前処理技術を確認し、培養、排水処理の一連の工程が連続する商業化設備での生産実証を行う。



海洋資材のバイオプラスチック化とその商品化・普及に関する実証

期間: 令和2～3年度

ニチモウ株式会社

海洋資材（漁網・ロープ、漁業用フロート等）について、生分解性機能を有するPLAを主体としたバイオプラスチック素材を用いて試作品を製造し、海洋へ流出した際に当該資材が分布・漂う環境に応じた分解試験を行い、資材としての物性の確認や実証化試験を行う。

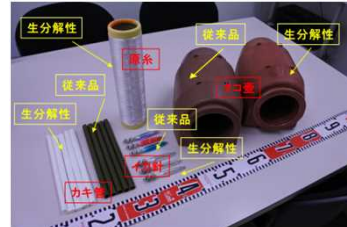
代替素材を用いた試作・製造・物性検討 → 分解性評価 → 性能・利用適正評価 → 普及に向けた検討



漁港に散乱する海洋資材



代替素材を用いたこ壺

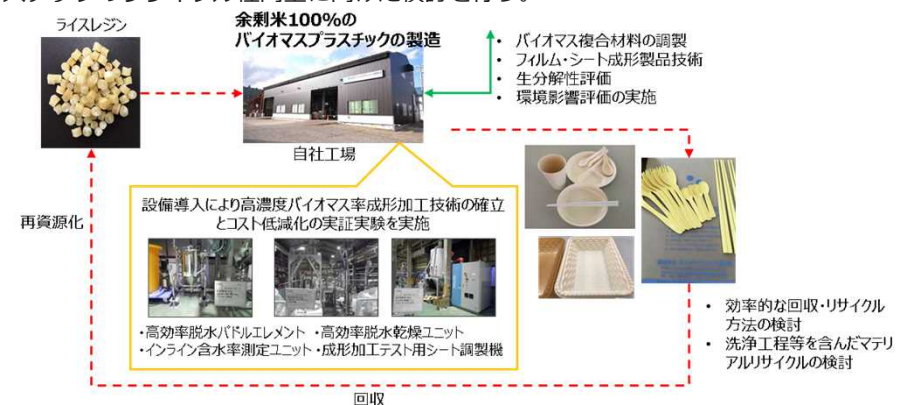


余剰米比率が高いバイオプラスチック加工品成形のための実証

期間: 令和2～3年度

株式会社バイオマスエンジニアリング

高濃度バイオマス率成形加工技術の確立とコスト低減化に向けた技術開発、生分解性バイオマスプラスチック樹脂の安定的な生産に向けた検討、及びバイオマスプラスチックのリサイクル性向上に向けた検討を行う。

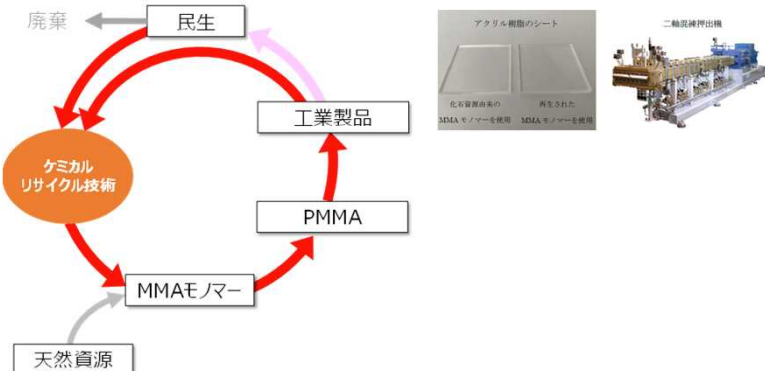


PMMAケミカルリサイクル実証

期間: 令和3～4年度

住友化学株式会社

アクリル板等に使用されるPMMA（アクリル樹脂）を連続分解技術により、MMA（原料）まで戻し再度PMMAにリサイクルする、PMMAのケミカルリサイクルチェーンの事業(回収から販売まで)モデルを構築・実証する。



プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業



【令和5年度予算（案） 4,990百万円（新規）】 環境省
 【令和4年度第2次補正予算額 3,000百万円の内数】

脱炭素型のリサイクル設備・再生可能資源由来素材の製造設備等の導入支援を行います。

1. 事業目的

- ① プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月に施行されたことを受け、自治体・企業によるプラスチック資源の回収量増加、また再生可能資源由来素材への需要拡大の受け皿を整備する。
- ② 再エネの導入拡大に伴って排出が増加する金属資源、半導体をはじめとした少量多品種に分散しているレアメタル等を確実にリサイクルする体制を確保する。

2. 事業内容

①省CO2型プラスチック資源循環設備への補助

- ・効率的・安定的なリサイクルのため、プラスチック資源循環の取組全体（メーカー・リテラー・ユーザー・リサイクラー）を通してリサイクル設備等の導入を支援する。
- ・再生可能資源由来素材の製造設備を支援する。

②金属・再エネ関連製品等の省CO2型資源循環高度化設備への補助

- ・国内資源に限りがあることから、都市鉱山を資源調達元として位置づけられるような体制作りを支援する。



金属破碎・選別設備



Li-ion電池
リサイクル設備

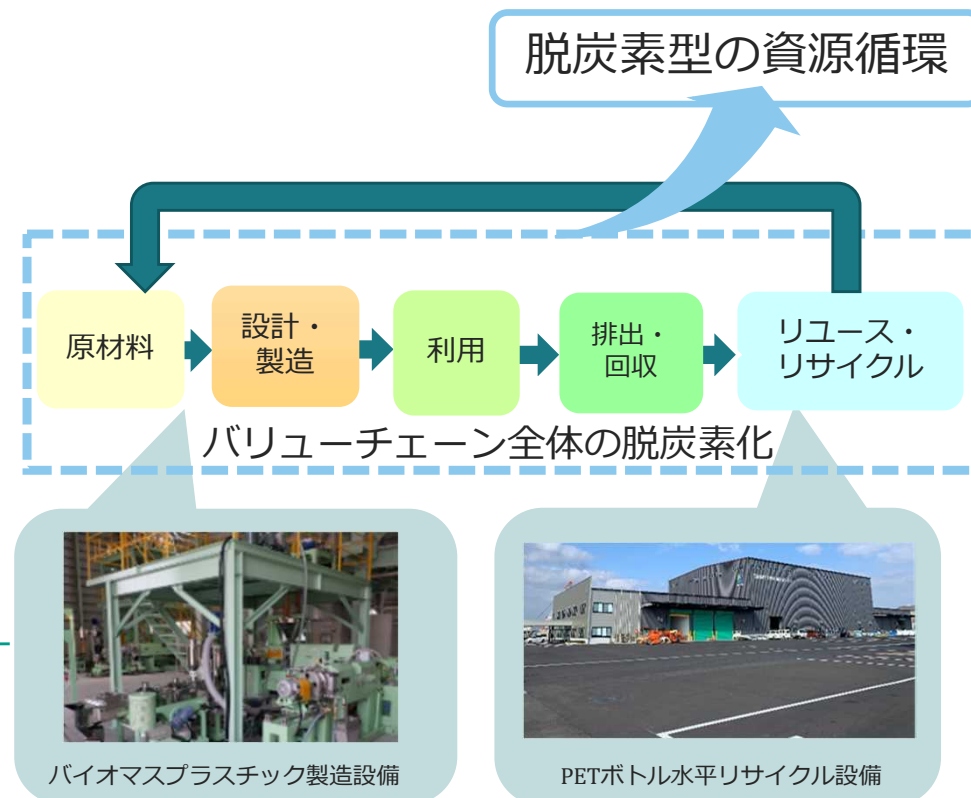


太陽光発電設備
リサイクル設備

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率 1 / 3, 1 / 2）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室 電話：03-5501-3153

脱炭素社会構築のための資源循環高度化設備導入促進事業の事例

竹、稲わら等を原料としたバイオプラスチック製品の製造

期間:令和3年度

株式会社アミカテラ



地域で余剰となっている放置竹林や木材の皮を原料として、植物由来のバイオプラスチックを製造する。原料の粉碎・乾燥・攪拌・製造設備を導入し、粉碎した植物繊維と植物由来のでんぷんを混合させペレット化した原料を製造し、地域資源の循環に貢献する。



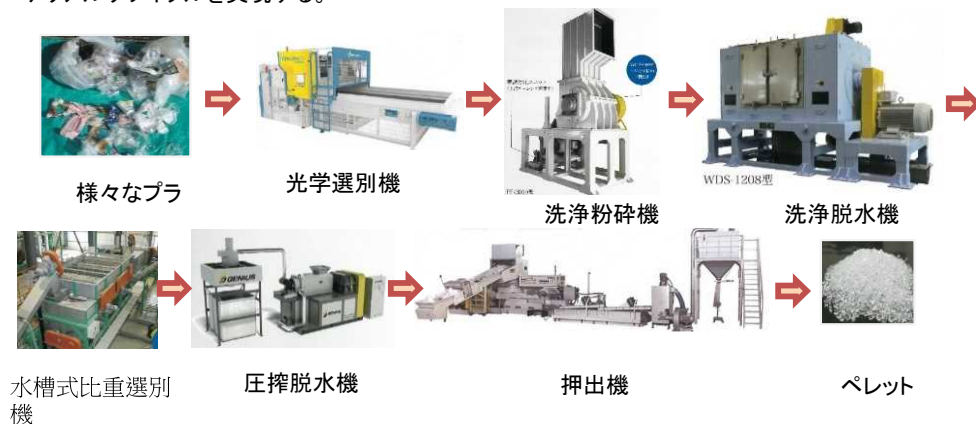
リサイクル対象拡大に伴うマテリアルリサイクル設備の高度化

期間:令和3年度

株式会社加藤商事



光学自動選別機や比重選別機などのリサイクルラインを導入することにより、現在処理しているプラスチック製容器包装に加え、プラスチック資源循環法に対応した製品プラスチックなどの高度マテリアルリサイクルを実現する。



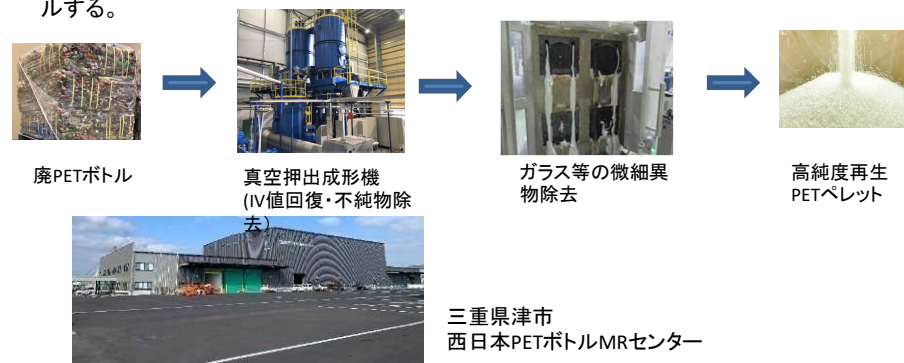
不純物除去による高純度PETボトルリサイクル

期間:令和3年度

協栄J&T環境株式会社



2021年10月に、年間5万トンのPETボトルをPETボトルに水平リサイクルするリサイクルセンターが運転開始。品質の劣る事業系廃PETボトルを、ガラスなどの微細異物を除去する設備等を導入することにより、施設を新設し、バージン同等の高純度再生PET樹脂にリサイクルする。



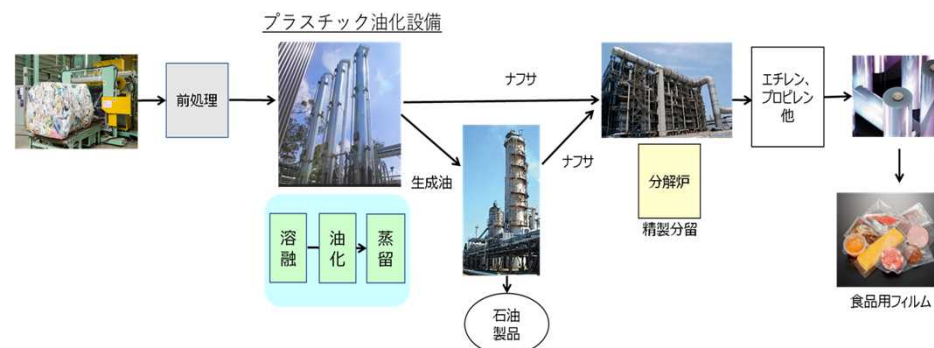
廃プラスチックのケミカルリサイクル(油化)

期間:令和3~5年度

三菱ケミカル株式会社



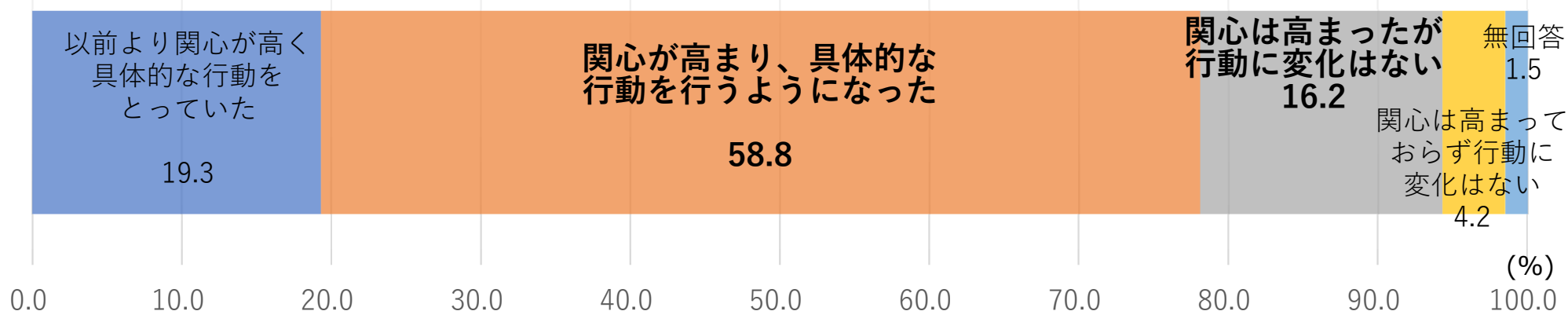
廃プラスチックを油化し、ナフサと生成油に蒸留分離。ナフサは分解炉で熱分解されプラスチックの基礎原料となるエチレンやプロピレン等になる。最終的にはフィルムなど様々な用途にリサイクルされる。



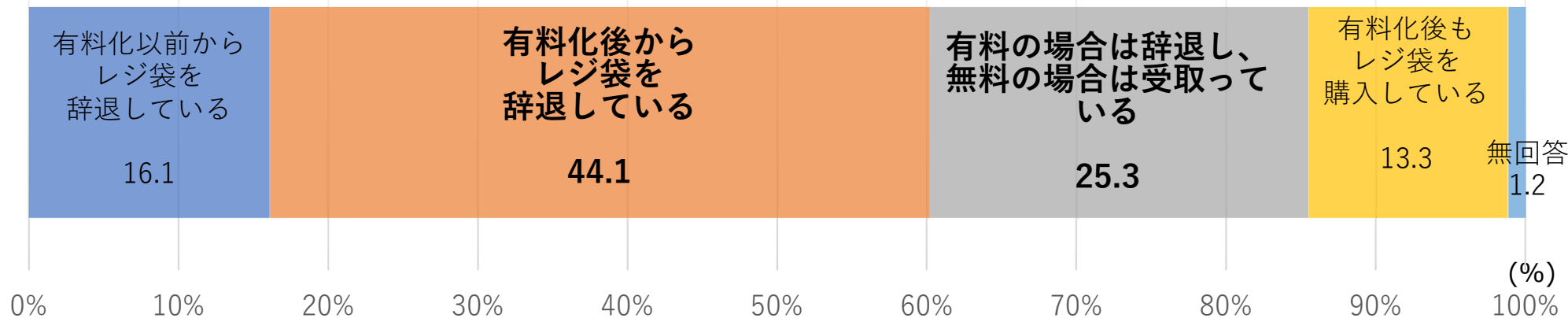
■ プラスチックごみ問題についての国民の意識を把握するため、内閣府において世論調査を実施。

- ・期間：2022年9月1日～10月9日
- ・方法：郵送
- ・対象：全国18歳以上の日本国籍を有する者 1,791人（標本数：3,000人、有効回収率：59.7%）

<レジ袋有料化やプラスチック資源循環法施行による関心や行動の変化>



<レジ袋有料化後のレジ袋の辞退状況>



「プラスチック・スマート」とは、世界的な海洋プラスチック問題の解決に向けて、個人・自治体・N G O ・企業・研究機関など幅広い主体が連携協働して取組を進めることを後押しするプラットフォーム。

登録取組総数3,109件（2023年1月30日時点）

登録取組の一例

バイオマス原料を25%、再生プラスチックを75%使用したごみ袋の導入

©東大阪市

（製造・販売：野添産業株式会社）



海洋プラスチックごみをリサイクルした樹脂から製造したボールペン

©パイロットコーポレーション



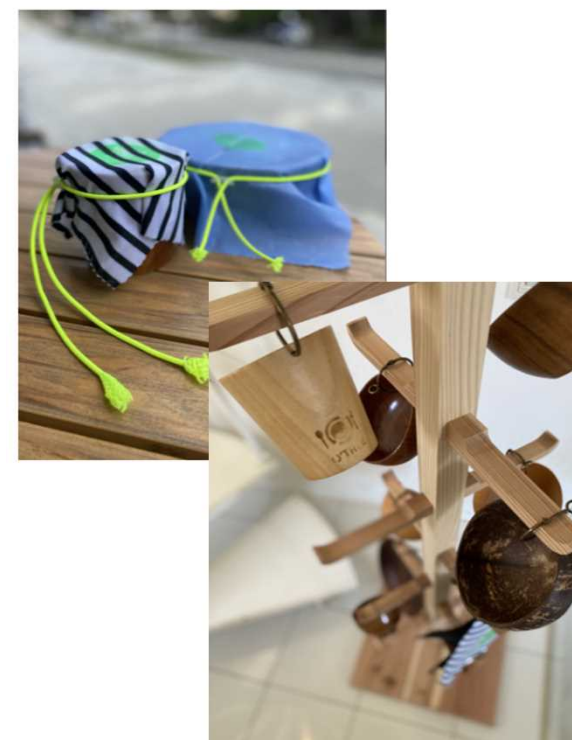
定番アイスビバレッジの70%でストロー不要のリッドとFSC®認証紙カップを提供開始

©スターバックスコーヒージャパン



オフィスなどで繰り返し使用できるテイクアウト容器

©O'TREE



環境省・経産省・経団連の官民連携による「循環経済パートナーシップ」を通じて、循環経済への更なる理解醸成、取組の促進、国際社会におけるプレゼンス向上を目指す。



Japan Partnership for Circular Economy (J4CE : ジェイフォース)

創設団体：環境省、経済産業省、日本経済団体連合会

構成員：139企業・団体（2022年9月22日時点）

事務局：IGES（地球環境戦略研究機関）

発足：2021年3月2日

<https://j4ce.env.go.jp/>

具体的取組

- ◆ 日本の先進的な循環経済に関する取組事例の収集と国内外への発信・共有
 - WEBサイトで156事例を公表(2022年9月22日時点)
 - うち26事例についての注目事例集の作成(2022年9月)
- ◆ 循環経済に関する情報共有やネットワーク形成
- ◆ 循環経済促進に向けた対話の場の設定



circulation of plastic resources

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の普及啓発ページ

プラスチック資源循環

🔍 サイト全体から検索

Search



プラスチックに係る
資源循環の促進等
に関する法律

認定申請

支援措置

広報ツール

よくある
ご質問・資料等

